

瀬戸内海国立公園（淡路地域）
管 理 計 画 書

瀬戸内海国立公園管理事務所

目 次

第1 基本方針	1
1 濑戸内海国立公園管理計画作成方針	1
2 淡路地域管理計画基本方針	1
3 地区区分方針	2
＊ 濑戸内海国立公園淡路地域指定及び計画の経緯	3
＊ 土地所有別現況	5
第2 各地区の概要及び管理方針	6
1 明石海峡地区	6
2 常隆寺山地区	7
3 先山地区	8
4 三熊山地区	9
5 由良地区	10
6 諭鶴羽山地区	12
7 沼島地区	13
8 鳴門海峡地区	13
9 慶野松原地区	15
第3 風致景観の管理に関する事項	17
1 許可、届出等取扱方針	17
2 公園事業取扱方針	22
3 集団施設地区取扱方針	25
第4 地域の開発・整備に関する事項	28
1 地域開発と利用のあり方について	28
2 一般公共施設整備との調整に関する事項	29
第5 土地等の管理に関する事項	31
1 国有財産管理	31
2 公園事業施設等公共施設の管理	31

第6 利用者の指導に関する事項	32
1 自然解説に関する事項	32
2 利用規制	32
3 安全対策	32
第7 地域の美化修景に関する事項	33
1 美化清掃	33
2 修景緑化指針	33
第8 各種団体との連携に関する事項	35
1瀬戸内海国立公園等連絡会議	35
2瀬戸内海国立公園兵庫県、和歌山県及び徳島県地域連絡会議	35
3清掃団体	35
4瀬戸内海国立公園管内国民休暇村連絡会議	36
＊瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領	37
第9 その他	38
[資料]	
地区区分図	
「特定地域における特定行為の認定」一覧	
誘導標識、地区案内板等標準仕様	
瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物一覧	
瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項	
修景緑化樹種一覧	
関係法令等一覧	
許認可申請書申込ルート	
瀬戸内海国立公園淡路地域管理計画策定経緯	
瀬戸内海国立公園淡路地域管理計画検討会検討員	

第1 基本方針

1 濑戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,828ha（平成3年3月現在）となっている。

瀬戸内海の風景は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畠など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の風景のうち、多島海景観及び瀬戸内景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの風景を構成する本土部分、海水浴場、舟遊場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあってきわめて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の拡大、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化など自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。一方近年は、不況続きで瀬戸内海沿岸各地に過疎と疲弊を招いてきた造船、金属といった重工業に回復の兆しがうかがわれる。更に最近、地域活性化の切札として、巨大な渡海橋の建設や全国的にブームとなったリゾート開発が、瀬戸内海国立公園にも押し寄せてきている。したがって、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域ごとに管理計画を作成することとする。

2 淡路地域管理計画基本方針

当管理計画は、この地域の特色、国立公園管理の実態及び課題をふまえ、風景の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成するものであるが、特に次の点に留意して管理を行う。

(1) 自然海岸の保全

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている現況に鑑み、国立公園、特

に特別地域地先の自然海岸は極力現状維持に努める。

(2) 濑戸景観の保全

瀬戸内海の中でも淡路島において重要な景観の一つである、明石・紀淡・鳴門といった海峡における瀬戸景観を維持する。特に、主要展望地や利用動線から望見されるものについては、地形や植生を中心に極力現状の維持保全を図る。

(3) 照葉樹林の保全

局部的にしか見られなくなった照葉樹林の保全を図る他、可能なところについてはその復元を推進する。

(4) 松林の保全

松林が風景の重要な構成要素になっているところについては、その保全に配意する。また松くい虫の防除については、風景の保護上必要な場合には伐倒駆除、薬剤地上散布等を積極的に行うものとする。

(5) 野生動物の生息環境の保全

ニホンザル、ニホンジカ、シロチドリ、ウミウ等生態系を代表し、環境の変化に影響を受けやすい野生動物の生息環境の保全を図る。

(6) 海域の汚染防止

国立公園内での各種行為が、海域の汚染防止に配意しているかどうかを確認し、必要な指導を行なう。また、海岸等のゴミ対策を推進する。

(7) 利用形態と施設整備

展望、舟遊、海水浴、野外レクリエーション等を公園利用の柱とし、園地、野営場、歩道、ビジターセンター等、自然とのふれあいを目的とした施設の整備とその利用を図る。

(8) 利用者の安全対策

落石の危険防止や海水浴利用の事故防止について、利用者の安全を確保するために適切な情報の伝達や指導についての検討を行う。

(9) 住民生活との調整

地域住民の生活に不可欠な行為や地場産業の振興については、取扱いに配意する。

様式本式1章第3節第1項

3 地区区分方針

淡路地域を、公園指定がなされている一団の地区ごとに、次の九つの地区に区分する。

(1) 明石海峡地区

明石海峡及び汐鳴山周辺地を対象とする。

関係市町一淡路町、北淡町

(2) 常隆寺山地区

指定地	常隆寺山周辺地を対象とする。 関係市町一津名町, 北淡町	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(3) 先山地区	先山の山頂部周辺を対象とする。 関係市町一洲本市	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(4) 三熊山地区	三熊山周辺を対象とする。 関係市町一洲本市	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(5) 由良地区	成ヶ島, 生石鼻及びその周辺地域を対象とする。 関係市町一洲本市	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(6) 諭鶴羽山地区	諭鶴羽山一帯を対象とする。 関係市町一三原町, 南淡町	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(7) 沼島地区	沼島を対象とする。 関係市町一南淡町	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(8) 鳴門海峡地区	鳴門海峡, 福良, 門崎の一帯を対象とする。 関係市町一西淡町, 南淡町	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
(9) 慶野松原地区	慶野松原一帯を対象とする。 関係市町一五色町, 西淡町	宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 関係市町告示第108号
* 濑戸内海国立公園淡路地域指定及び計画の経緯		
1. 公園区域		宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 ・昭和25年5月18日——三熊山, 紀淡海峡, 諭鶴羽山, 沼島, 鳴門海峡の5地区の区域指定 厚生省告示第145号
		宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 ・昭和31年5月1日——明石海峡, 常隆寺山, 先山, 慶野松原の4地区の区域, 及び明石海峡, 厚生省告示第104号
		宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附 ・昭和57年2月17日——三熊山地区の一部削除 環境庁告示第13号
		宝光山園地更正の瀬戸さる120108附——日11月2年10時附

- ・昭和61年9月11日——再検討による区域の変更（諭鶴羽山、沼島、慶野松原の3地区の地先海環境庁告示第30号 域追加）

2. 保護計画

- ・昭和32年10月23日——特別地域指定（地種区分決定）
厚生省告示第341号
- ・昭和43年8月23日——地種区分の一部変更
厚生省告示第355号
- ・昭和61年9月11日——再検討による地種区分変更
環境庁告示第32号

3. 利用計画

- ・昭和29年2月18日——三熊山線車道計画決定
厚生省告示第41号
- ・昭和32年10月23日——車道、歩道及び単独施設計画決定
厚生省告示第341号
- ・昭和34年10月26日——三熊山索道計画決定
厚生省告示第301号
- ・昭和37年10月3日——南淡路国民休暇村集団施設地区一般計画決定
厚生省告示第337号
- ・昭和37年10月3日——南淡路国民休暇村集団施設地区区域指定
厚生省告示第340号
- ・昭和37年10月3日——南淡路国民休暇村集団施設地区詳細計画決定
厚生省告示第341号
- ・昭和38年3月9日——由良集団施設地区一般計画決定
厚生省告示第99号
- ・昭和40年1月18日——由良集団施設地区区域指定
厚生省告示第37号
- ・昭和40年1月18日——由良集団施設地区詳細計画決定
厚生省告示第39号
- ・昭和43年7月23日——門崎線車道計画変更
厚生省告示第313号
- ・昭和43年11月1日——慶野松原宿舎計画決定

厚生省告示第439号

・昭和58年12月5日——柿ヶ原博物展示施設設計画決定

環境庁告示第84号

・昭和61年9月11日——再検討による変更

環境庁告示第31号

* 土地所有別現況(昭和61年9月現在)

(单位ha)

市町	国有地	公有地	私有地	合計
洲本市	280	174	453	907
津名町	-	-	115	115
淡路町	-	-	148	148
北淡町	1	38	442	481
五色町	2	-	-	2
西淡町	33	2	317	352
三原町	-	-	174	174
南淡町	8	594	1,959	2,561
合計	324	808	3,608	4,740

第2 各地区の概要及び管理方針

1 明石海峡地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

当該地区は、明石海峡の展望地として優れた汐鳴山を中心とする山地及びその到達道路周辺並びに松帆の浦をいう。

イ 公園計画	遊 計 画	遊 計 交	遊 計 園	理 由
YOD (a) 保護計画	PEP	PTI	PSO	市 大 指
	PTI	PSO		理 由

(単位ha)

市町 地域地区	特 別 地 域			普 通 地 域 (陸域)	合 计
	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
淡 路 町	—	148	—	—	148
北 淡 町	—	46	112	—	158
合 計	—	194	112	—	306

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
単独施設	
宿舎	松帆の浦、汐鳴山
園地	松帆の浦、鳥の山、汐鳴山
運動場	松帆の浦
道路	
車道	岩屋江崎線(1)
歩道	汐鳴山登山線

(2) 管理方針

当該地区は非常に交通量の多い明石海峡から望見される位置にあり、また明石海峡大橋の建設に伴い今後開発圧が高まることが予想されるため、風景上支障を与えるような大規模施設整備及び海岸部の開発については、特に慎重に対処するものとする。

汐鳴山や鳥の山は橋の建設とともに更に良好な展望地としての役割を期待されるため、現況の

風景を改変しない範囲において展望施設の整備を進める。

後述(4)

2 常隆寺山地区

(1) 概要

ア 地区の概要

常隆寺山は北淡路随一の秀峰で、明石海峡、播磨灘、家島群島、紀伊半島の展望に優れています。山頂の伊勢の森から常隆寺山境内にかけてはアカガシ、スダジイ等の常緑広葉樹の自然林が残存し、「常隆寺のスダジイ・アカガシ群落」として県の天然記念物に指定され、「常隆寺のスダジイ林」として自然環境保全基礎調査（いわゆる緑の国勢調査）において特定植物群落に選定されている。

イ 公園計画

(a) 保護計画

（単位ha）

地域地区 市町	特別地域			普通地域 (陸域)	合計
	第1種	第2種	第3種		
津名町	-	115	-	-	115
北淡町	-	265	58	-	323
合計	-	380	58	-	438

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

（平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数）

利用計画	事業名及び執行件数
単独施設	
宿舎	常隆寺山 10件
園地	常隆寺山
道路	
車道	常隆寺山線
歩道	常隆寺山南北線、常隆寺山東西線

(2) 管理方針

当該地区には天然記念物に指定（県）され、また特定植物群落にも選定されているスダジイ・アカガシを中心とした良好な天然林が残されているため、今後ともこれらの保存を図っていく。また、歩道や園地の整備を図り、自然探勝、散策、展望といった自然とのふれあいを高める利用を奨励する。

3 先山地区

(1) 概要

ア 地区の概要

先山は「淡路富士」とも呼ばれ、大阪湾、播磨灘を隔てて紀伊半島、四国を望む雄大な展望地であり、山頂部の千光寺付近にはスダジイ、アカガシの自然林が残存し、「先山・千光寺のスダジイ林」として特定植物群落に選定されている。

また当該地区は県の風致地区条例において第1種風致地区に指定されている。

イ 公園計画

(a) 保護計画

(単位ha)

市町 地域地区	特 别 地 域			普 通 地 域 (陸域)	合 计
	第 1 种	第 2 种	第 3 种		
洲 本 市	—	64	—	—	64
合 計	—	64	—	—	64

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
単独施設	
宿舎	先山
園地	先山
道路	
車道	先山線
歩道	先山登山線

(2) 管理方針

先山は淡路島中央部のかなりの範囲にわたり良好なランドマークとなっていることから、山頂部及び山腹斜面における施設設置にあたっては特に慎重に対処し、優れた風致の保存を図るとともに、特定植物群落であるスダジイを中心とした植生の保全に努める。

また、歩道や園地の整備を図り、自然探勝、展望、散策など自然とのふれあいを高めるような利用を促進する。

4 三熊山地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

三熊山は山上に洲本城天守閣が建っており、紀伊水道の絶好の展望地である。北斜面にはスダジイの自然林が残存しており、「三熊山のスダジイ林」として特定植物群落に選定されている。

また、当該地区は県の風致地区条例において第1種風致地区に指定されている。

イ 公園計画

(a) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市町	特 别 地 域			普 通 地 域 (陸域)	合 计
	第 1 种	第 2 种	第 3 种		
洲 本 市	—	132	—	—	132
合 計	—	132	—	—	132

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
単独施設	
園地	三熊山(2)
野営場	三熊山
乗馬施設	三熊山
植物園	三熊山
道路	
車道	三熊山線(1)
歩道	三熊山登山線
運輸施設	
索道	三熊山線(1)

(2) 管理方針

三熊山は洲本市街の背景若しくはランドマークといった望見される場として重要な役割を果たしていることから、特に山頂部及び北側斜面への施設設置にあたっては慎重に対処するとともに、特定植物群落であるスダジイを中心とした植生の保全に努める。

また現在毎日登山が行われたり、展望地、園地として活発に利用されていることから、今後ともこうした自然とふれあう利用を促進することにより、自然保護思想の高揚を図る。

5 由良地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

当該地区は成ヶ島及び生石地区を中心とする地域で、成山、生石は共に紀淡海峡の展望地で周辺の山地はウバメガシ、シイ等の常緑樹林が残存する。

成ヶ島は成山と生石崎が砂州によってつながって形成されたもので、砂州にはハマゴウ、ハマグルマ、ハマボウ等の群落が見られ、また潮間帯にハママツナ等の塩生植物群落が生育している。

イ 公園計画

因幡山公園地図

(a) 保護計画

・奥山

・周辺地図

(単位ha)

地域地区 市町	特別 地 域			普通 地 域 (陸域)	合 計
	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
洲本市	—	82	—	623	705
合 計	—	82	—	623	705

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
由良	
集団施設地区	宿舎(1), 園地(1), 野営場(1), 水泳場(1), 係留施設(1), 桟橋(1)
単独施設	
園地	由良裏山
道路	
車道	由良線
歩道	由良裏山線

(2) 管理方針

成ヶ島は「淡路橋立」とも呼ばれ、淡路島の代表的な景勝地のひとつであり、特異な地形と優れた風景を保全していくため、特に大規模施設の整備及び海岸部の開発については十分な検討を行うこととする。

また、ハマボウをはじめとする希少な海浜植生の保全、育成に努める。

一方利用面では、成ヶ島及び生石地区が集団施設地区となっていることから、風景の保全、育成に留意しつつ、海水浴、釣り等の利用の促進を図り、滞在型海洋レクリエーション基地として整備していく。

6 諭鶴羽山地区

(1) 概要

ア 地区の概要

諭鶴羽山は淡路島の最高峰（608m）で、山頂は360°の展望に恵まれている。この山系の南側は中央構造線に沿った急な斜面でウバメガシ、ヤブツバキ等の風衝低木林に覆われ、森林性の野鳥やニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの生息地としても知られている。

また、山頂部南斜面の諭鶴羽神社社叢林はアカガシ、スダジイの自然林であり、「諭鶴羽山のアカガシ群落」として県の天然記念物に指定され、「諭鶴羽山のスダジイーアカガシ林」として特定植物群落に選定されている。またヒメハルゼミも生息している。

イ 公園計画

(a) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市町	特別地域			普通地域 (陸域)	合計
	第1種	第2種	第3種		
三原町	—	22	—	152	174
南淡町	—	113	—	1,596	1,709
合計	—	135	—	1,748	1,883

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利用計画	事業名及び執行件数
単独施設 園地	諭鶴羽山
道路	灘線
車道	諭鶴羽山線
歩道	

(2) 管理方針

島内では数少ない自然林の残された地区であり、県の天然記念物に指定され、特定植物群落にも選定されていることから、動植物の生息地として優れた自然環境の保全に努める。また、歩道や園地の整備を図り、自然探勝、展望、散策など自然とのふれあいを高めるような利用を促進する。

7 沼島地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

沼島は地質構造区分では瀬戸内海で唯一西南日本外帯に属する島で、南海岸では結晶片岩の海蝕景観が見られ、上立神岩等の奇勝が展開している。

植生的にはハマニウ、キキョウラン、タマシダ等の南方暖地性の植物が分布することに特色がある。動物相に関しては「沼島のウミウ渡来地」として県の天然記念物に指定されている。

イ 公園計画

(a) 保護計画

地域地区 市町	特 别 地 域			普 通 地 域 (陸域)	合 计
	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
南淡町	31	149	-	180	180
合 計	31	149	-	-	180

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数 (平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)
単独施設 園地	沼島

(2) 管理方針

沼島は淡路本島の南東海岸からの風景において、重要なランドマークとなっているので風景の保全を図っていく。また、ウミウの渡来地として天然記念物に指定されることなどから、動植物の生息地として優れた自然環境の保全に努める。

一方、南海岸をはじめとする奇観の展望や、釣りといった利用の促進を図る。

8 鳴門海峡地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

当該地区は鳴門海峡に面する海岸部で、岬と湾入部が交錯する沈降海岸部は海峡と渦潮の格好な展望地点である。特に大園島、門崎はクロマツ、ウバメガシ、トベラ等に覆われ、渦潮とあいまって鳴門海峡の主要な風景を構成している。

福良湾内の洲崎には塩生植物のハマサジ群落が育成し、煙島は全島イヌマキ、ヒメユズリハなどからなる自然性の高い海岸性の常緑広葉樹に覆われている。また、南部の2.5kmにわたる砂浜（吹上浜）には、前面にハマゴウ、ハマグルマ等の砂丘植物が生息しており後背部にはクロマツの防風林がある。このうち「煙島のイヌマキ林」、「吹上浜の海浜植生」が特定植物群落に選定されている。

（a）公園計画

（a）保護計画

（単位ha）

地域地区 市町	特別地域			普通地域 (陸域)	面積 合計
	第1種	第2種	第3種		
西淡町	12	87	100	58	257
南淡町	7	293	211	161	672
合計	19	380	311	219	929

（b）利用計画及び公園事業執行状況

（平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数）

利用計画	事業名及执行件数
南淡路 集団施設地区	宿舎(1), 駐車場(1), 野営場(1), 園地(2), 運動場(1), 栄橋(1), 給水施設(1)
単独施設	
園地	柿ヶ原, 門崎(2), 鳥取, 刈藁, 鳩, 田尻, 吹上浜
宿舎	伊毬, 鳥取, 刈藁, 鳩(1), 蛇の鱗(1), 田尻, 吹上浜
野営場	吹上浜
運動場	刈藁, 鳩
水泳場	刈藁(2), 吹上浜
駐車場	門崎(1)
博物展示施設	柿ヶ原(1), 吹上浜
道路	
車道	門崎線(1), 柿ヶ原線, 福良・吹上浜線(2)

(2) 管理方針

当該地区は鳴門海峡を運航する観潮船等の船舶や福良湾を取り巻く主要展望地、更には対岸の鳴門側からの主視対象地域となっており、風景上支障を与えるような大規模施設整備や海岸部の開発については、特に慎重に対処するものとする。また特定植物群落をはじめとして各地に希少な植生が残されていることから、これらの保全・育成に努める。

一方当該地区は淡路島の中でも随一の利用拠点の一つとなっており、国民の余暇の増大に伴い今後開発圧が高まることが予想されるため、風景の保全に留意しつつ滞在型レクリエーション基地として整備していくと共に、自然観察活動の高揚を図る。

9 慶野松原地区

(1) 概 要

ア 地区の概要

慶野松原は北は五色浜から南は三原川河口に至る延長4.5km、幅150mに及ぶ松原である。

その中心部は国の名勝指定を受けている地域で、樹齢数百年の老木を含み、瀬戸内海の白砂青松の海岸を代表するものである。またその前面にはハマゴウ、ハマグルマ等の砂丘植物が生育しており、シロチドリの生息地としても知られている。

イ 公園計画

(a) 保護計画

(単位ha)

地城地区 市町	特 别 地 域			普 通 地 域 (陸域)	合 计
	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
五 色 町	—	2	—	—	2
西 淡 町	12	83	—	—	95
合 計	12	85	—	—	97

(b) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成3年9月1日現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
单独施設	
園地	慶野松原(2)
宿舎	慶野松原(3)
野営場	慶野松原(1)
水泳場	慶野松原

(2) 管理方針

瀬戸内海でも既に貴重な存在となってしまった白砂青松の風景を形成するクロマツ林と砂浜の保全には特段に配慮する。

現在の公園利用は夏期の週末に集中しているため、利用の分散を図り、適切な施設の整備を行うこととするが、その際には付近の風景と調和したデザインや適正な規模等について十分な検討を行う。

第3 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日付け環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）及びこれによらないことができる別記「特定地域における特定行為の認定」一覧（p. 43）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取扱方法
1. 工作物 (1) 建築物	<p>① 位置</p> <p>主要展望地、及び海上の、特に観光船やフェリー等の航路からの風景を損なうことのないよう留意する。また、海岸線に勝れた松林を有している地区においては、原則として松林から海岸にかけては常設の建築物は設置しないこととする。</p> <p>② 外観デザイン</p> <p>ア 屋根の形態</p> <p>特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。</p> <p>イ 屋根の色彩・材質</p> <p>基本的にこげ茶色系統、黒またはグレー系統とする。また淡路の特産である瓦を積極的に取り入れ、淡路島らしい風景の創出を図る。</p> <p>ウ 外壁の色彩</p> <p>茶系統、ベージュ系統もしくはグレー系統とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>③ 修景緑化</p> <p>第7. 2 修景緑化指針（p. 33）による。</p> <p>*なお普通地域内大規模建築物については、展望地点からの見え方の検討を行うなど、慎重に取扱うものとする。</p>
(2) 道路	<p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある</p>

行為の種類	取扱い方
	<p>緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。モルタル吹付は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>*なお、緑化植物については第7.2修景緑化指針（p.33）による。</p> <p>② 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>③ 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擾壁 原則として自然石を使用する。それが困難な場合には、擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとし、必要に応じてコンクリートに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>⑤ 残土 原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理 工事跡地は、速やかに整理し、待避所等に活用される場合を除き早急に修景緑化を図る。</p> <p>*なお、新たなルートの開設にあたっては、極力地形改変の少なくなる位置を選定し、また、トンネルや橋梁等の工法を採用するなどの措置を講じて、地形改変の抑制に努める。</p>
(3) 電柱、 鐵塔、 アンテナ	<p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風景上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱 ア 位置 主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。</p> <p>イ 色彩 原則として、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メ</p>

行為の種類	専門家取扱方 法	取扱方 法	取扱方 法
(1) 木造施設等	ツキ仕上げとするが、暗い林間においてはこげ茶色に塗装するなど、付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。	ツキ仕上げとするが、暗い林間においてはこげ茶色に塗装するなど、付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。	ツキ仕上げとするが、暗い林間においてはこげ茶色に塗装するなど、付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。
(2) 共架	原則として電力線と電話線の共架を図る。	原則として電力線と電話線の共架を図る。	原則として電力線と電話線の共架を図る。
(3) 地下埋設	主要展望地周辺での新築は、可能な限り地下埋設とし、既存施設の建替えにあたっては、地下埋設化又はルート変更を図る。	主要展望地周辺での新築は、可能な限り地下埋設とし、既存施設の建替えにあたっては、地下埋設化又はルート変更を図る。	主要展望地周辺での新築は、可能な限り地下埋設とし、既存施設の建替えにあたっては、地下埋設化又はルート変更を図る。
(4) 広告物	営業広告は認めない。	営業広告は認めない。	営業広告は認めない。
(5) 鉄塔、アンテナ	新築の場合、その必要性、位置、規模及び風景上の支障について十分検討し、主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。色彩は、灰色又は茶系色を原則とし、主要展望地から見て背後となる色彩との調和を図り、また同一地区内の統一を図る。航空障害対策は、極力塗装ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。	新築の場合、その必要性、位置、規模及び風景上の支障について十分検討し、主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。色彩は、灰色又は茶系色を原則とし、主要展望地から見て背後となる色彩との調和を図り、また同一地区内の統一を図る。航空障害対策は、極力塗装ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。	新築の場合、その必要性、位置、規模及び風景上の支障について十分検討し、主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。色彩は、灰色又は茶系色を原則とし、主要展望地から見て背後となる色彩との調和を図り、また同一地区内の統一を図る。航空障害対策は、極力塗装ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。
(4) 砂防・治山施設	主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう次の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、風景上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。	主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう次の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、風景上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。	主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう次の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、風景上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。
(5) 海岸保全施設防波堤等	海上や主要展望地からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。また、事前に必要性、場所の設定、風景上の支障等について十分検討する。 ア 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。	海上や主要展望地からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。また、事前に必要性、場所の設定、風景上の支障等について十分検討する。 ア 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。	海上や主要展望地からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。また、事前に必要性、場所の設定、風景上の支障等について十分検討する。 ア 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。

行 為 の 種 類	取 扱 方 法
1. 施設の設置	イ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにする。
2. 木竹の伐採	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日国環自企第616号）」を基本とし、地域の風景に配慮した施業とする。ただし、天然記念物や自然林といった保全対象及びその周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。
3. 土石の採取	現在公園区域内において採石は行われていない。 新規の採石は認めない。
4. 広告物の設置	国立公園の風景及び快適な利用環境を守るために、県、市町と協力して違反野立広告物の一掃を図る。許可にあたっては、色彩、デザイン等が周辺の風景と調和するよう、取扱いを以下のとおりとする。 <p>① 施設敷地内において施設名・営業内容等を表示する広告物、及び誘導標識・地区案内板</p> <p>ア 色彩・デザイン 地は茶系統、文字は白色を基調とし、敷地内施設との調和を図る。</p> <p>イ 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>ウ 標準仕様 地区案内板、道標及び誘導標識については、別途仕様の定められている場合を除き、別記仕様（p. 53）を標準とする。</p> <p>② その他の看板類 建築物の外壁に看板類を提出すること、及び海側や主要展望地側へ向けて広告物を提出することは極力避けることとし、やむをえず設置する場合は、①に準じて、風景上支障のないよう配慮する。</p> <p>また、道路沿いに乱立して道路景観を乱すような営業用ののぼり、簡易看板等を排除する。</p>
5. 水面の埋立て	海面と一体となって優れた風景を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風景の重要な要素をなすものであるので、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取扱うものとする。

行為の種類	取扱方法
	<p>① 特別地域地先水面の埋立て</p> <p>ア 原則として許可しない。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(a) 地域住民の生活上必要なもの及び漁業、農業の用に供されるものであつて必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(b) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行なう等自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>(c) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ 予め十分な環境影響調査を実施し、優れた海中の生態系を保全するよう努めると共に、許可する場合においても極力影響の少ない位置、規模、工法等について検討する。</p> <p>ウ 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにする。</p> <p>オ 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立て</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立取扱い上の留意事項」(p. 58) のとおりとする。</p>

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	取 扱 方 針
1. 宿舎 ① 松帆の浦 宿舎 ② 泊鳴山 宿舎 ③ 常隆寺山 宿舎 ④ 先山宿舎 ⑤ 鳩宿舎 ⑥ 蛇の鱗 宿舎 ⑦ 伊毘宿舎 ⑧ 鳥取宿舎 ⑨ 刈藻宿舎 ⑩ 田尻宿舎 ⑪ 吹上浜 宿舎 ⑫ 慶野松原 宿舎	<p>① 基本方針 主要展望地や海上から望見される瀬戸景観が瀬戸内海国立公園淡路島を代表する風景であることから、現況の風景を著しく改変しないよう施設と風景の調和に留意し、かつ利用上適正な規模とする。 事業の執行にあたっては、公園計画の整備方針にあい、事業決定に基づく適正な規模の整備が行われるよう関係機関と調整を図る。 なお、宿舎事業として取扱う宿泊施設は次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 旅館業法による許可を得たもの或いは得る見込みのあるもの。 イ 通年営業を行なうもの。 ウ 宿泊収容力が20名以上のもの。 エ 不特定多数の者の利用に供するもの。</p> <p>② 位置 海岸からのセットバックを図り、或いはスカイラインの維持を図るなど、風景上支障の大きな位置は避ける。 また、急斜面での落石、土砂崩れ等がないよう十分考慮した位置とする。</p> <p>③ 建築物の高さ 極端に大規模なものとならないようにすることとし、既存の最高高である25mを上限とする。ただし海岸の平坦地にあたる由良宿舎、吹上浜宿舎及び慶野松原宿舎においては、勝れた景観資源ともなっている松林から突出することのないよう、周辺の樹林の高さ等を勘案して15mを上限とする。</p> <p>④ 屋根の形態 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根を原則とする。やむをえない理由で陸屋根になる場合はバラベットを設ける。</p> <p>⑤ 色彩・材質 屋根或いはバラベットについては、こげ茶色系統か黒又はグレー系を基調とするが、銅板葺も認めるものとする。また淡路の特産である瓦を積極的に取り入れ、淡路島らしい風景の創出を図る。 外壁については、茶系色又はグレー系、ベージュ系等自然と調和した落ち着いた色調とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>⑥ 修景緑化 第7. 2修景緑化指針（p. 33）による。</p>

事業の種類	取扱方針
2. 園地	<p>① 基本方針 自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮し、公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>② 付帯施設の取扱い 休憩舎、展望施設、トイレ等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。自然を理解させ、利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等の充実を図る。施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止をPRして、ゴミの持ち帰り運動を促進する。また、園路、広場等の草刈り、園地内、トイレの清掃等を定期的に実施する。展望が良好であり、視界が樹木によりさえぎられている場所においては、適宜枝葉の伐採等を行ない、通景線の確保に努める。</p> <p>危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。</p>
3. 野営場	海浜利用や自然探勝等人と自然とのふれあいが高まるよう配慮し、公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていくとともに、周辺の公園事業施設と一体となった利用を図る。
4. 運動場	<p>事業執行している施設はない。今後の施設設置にあたっては、公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていく。</p> <p>また、人と自然とのふれあいが高まるように配慮し、公園事業として適正な施設内容とする。施設の位置及び規模については、新たな大規模開発の必要なないようにすることとし、主要展望地及び海上からの風景を著しく乱さず、また地形改良面積を最小限に抑えるようにする。修景緑化については、第7・2修景緑化指針（p. 33）によることとし、極力緑地の早期回復に努める。</p>
5. 水泳場	<p>公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていくとともに、周辺の公園事業施設と一体となった利用を図る。</p> <p>施設については、環境衛生面や管理面、安全面を考慮して、適正に配置し、快適な環境の保持に努める。</p>

事業の種類	取扱方針
6. 乗馬施設 ① 三熊山 乗馬施設	事業執行している施設はない。今後の施設設置にあたっては、公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていく。
7. 駐車場 ① 門崎駐車場	駐車場に適切な土地が限られていることから、今後の増設にあたっては、主要展望地や海上からの風景を著しく改変しないよう留意し、利用上適正な規模以上は認めないこととする。
8. 植物園 ① 三熊山植物園	事業執行している施設はない。今後の施設設置にあたっては、公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていく。
9. 博物展示施設 ① 柿ヶ原博物 展示施設 ② 吹上浜博物 展示施設	自然観察活動の中核的施設として、展示物の他にも、自然とのふれあいや野外学習等の公園利用の場とするため、今後は自然観察会の開催やボランティア活動の拠点づくり等の強化にも努め、ソフト面での充実を図る。
10. 道路（車道） ① 岩屋江崎線 ② 常隆寺山線 ③ 先山線 ④ 三熊山線 ⑤ 由良線 ⑥ 瀬線 ⑦ 門崎線 ⑧ 柿ヶ原線 ⑨ 福良吹上浜線	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しないよう、工事の設計にあたっては風景上の影響を軽減するよう留意する。特に新たなルートの開設にあたっては、極力地形改変の少なくなる位置を選定し、また、トンネルや橋梁等の工法を採用するなどの措置を講じて、地形改変の抑制に努める。既に車道が設置されているが事業として執行されていない部分については、今後、道路改良等の機会をとらえ事業として取扱うこととする。</p> <p>② 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。モルタル吹付は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>なお、緑化植物については第7.2修景緑化指針（p. 33）による。</p> <p>③ 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>④ 落石防護柵及び落石防護ネット</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>⑤ 摠壁 原則として自然石を使用する。それが困難な場合には、擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとし、必要に応じてコンクリートに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>⑥ 残土 原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑦ 跡地整理 工事跡地は、速やかに整理し、待避所等に活用される場合を除き早急に修景緑化を図る。</p>
11. 道路（歩道）	<p>① 基本方針 人と自然とのふれあいを高めることを目的とした歩道とし、広く利用されるよう指導するものとする。</p> <p>極力既存道を利用するものとし、利用者の安全確保や浸食防止のための整備を中心とする。また既に歩道が存在しているが事業として執行されていない部分については、今後歩道の改良整備等の機会をとらえて事業として取扱うこととする。</p> <p>② 付帯施設 路傍休憩所、トイレ、案内板、指導標等の施設は、利用性及び管理面を考慮の上、適正に配置する。また、施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>標識については、別添標準仕様（p. 53）を参考として、統一を図ることとする。</p> <p>③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止をPRし、ゴミ持ち帰り運動を推進する。</p> <p>危険箇所、道標等の点検、草刈り、清掃等の定期的な実施を指導していく。</p> <p>また、展望が良好であり、視界が樹木によりさえぎられている場所においては、適宜枝葉の伐採等を行ない、通景線の確保に努める。</p>

3 集団施設地区取扱方針

公園計画にそった整備が行なわれるよう関係機関と調整を図っていく。取扱方針については、上記「1 許可、届出等取扱方針」及び「2 公園事業取扱方針」に準じて行なうとともに、下記に

より運用する。

(1) 由良集団施設地区

ア 事業執行概要

地割・基盤施設		事業名	事業執行者	執行内容
成 ヶ 島 地 区	宿泊施設区	由良宿舎 由良野営場	洲本市 民間	宿舎 ケビン・ロッジ
	休養園地区			
	運動施設区	成ヶ島運輸施設 (係留施設)	民間	船舶係留施設
	水辺利用区	由良水泳場 由良桟橋	洲本市 環境庁直轄	トイレ 桟橋
生石 地区	宿泊施設区			
	休養園地区	由良園地	洲本市	園路・園地・休憩所
道 路				
給排水水施設				

イ 取扱方針

当集団施設地区は、紀淡海峡に臨む由良湾の外廊に細長く伸びた「淡路橋立」とも呼ばれる成ヶ島と、対岸の紀淡海峡を臨む生石の2地区からなる。成ヶ島地区のほとんどは国有地（環境庁所管地）であり、生石地区のほとんどは公有地である。成ヶ島地区においては、これまで環境庁、洲本市、民間により整備が進められてきたが、利用者の減少もあり、老朽化したままの施設が存在するなど、公園利用上、風景上必ずしも好ましい状態とは言いがたい。風景上支障のある老朽化施設を早急に撤去するよう努めるとともに、今後は、生石地区をも一体とした全体的な再整備計画を見据えたうえ、公園計画にそった施設整備を進めることとし、原則的に公園事業施設以外のものは排除する。また、施設整備にあたっては、優れた砂州景観の保全のため、潮流等に変化を与える海面の埋め立てや海岸保全施設等の規模及び位置を検討する際には、十分留意することとする。また、宿舎事業施設の設置については、景観資源である松林から突出すことのないよう15mを高さの上限とする。

(2) 南淡路集団施設地区

那古屋市開拓課・公園部の見聞・上巻

ア 事業執行概要

地割・基盤施設	事業名	事業执行者	執行内容
宿泊施設区	南淡路宿舎	国民休暇村	宿舎
	南淡路国民休暇村駐車場	環境庁直轄	駐車場
野営施設区	南淡路野営場	環境庁直轄	炊事棟、広場
第1自然探勝区	南淡路園地	環境庁直轄	歩道、園路
第2自然探勝区	南淡路園地	環境庁直轄	歩道
第1休養園地区	南淡路園地	環境庁直轄	多目的広場
第2休養園地区	南淡路園地	環境庁直轄	修景園地
運動施設区	南淡路運動場	国民休暇村	テニスコート
		環境庁直轄	更衣室
水辺利用区	南淡路園路	国民休暇村	プール
	南淡路国民休暇村桟橋	環境庁直轄	休憩舎
	南淡路国民休暇村舟遊場	環境庁直轄	桟橋
道路	南淡路国民休暇村道路	環境庁直轄	道路
給排水施設	南淡路給水施設	環境庁直轄	給水施設

イ 取扱方針

当集団施設地区は、福良湾北側より海に突き出した小丘陵半島で、鳴門海峡をはじめ付近一帯の風景を展望するのに良好な位置にある。土地のほとんどは環境庁が、土地所有者である南淡町から借地しており、施設のほとんどすべては環境庁直轄施設か、財団法人 国民休暇村協会が執行する公園事業施設である。今後とも、自然歩道、野営場、海岸園地など自然に触れ、自然について学ぶ野外レクリエーションの場を提供するような施設の充実を図るとともに、それらを有効に活用すべく、自然体験キャンプの開催等、ソフト面の充実を促していく。また、トイレなど既存の施設で老朽化の進んだものは、衛生面、安全面に配慮して早急な改善を図る。

第4 地域の開発・整備に関する事項

1 地域開発と利用のあり方について

(1) 各地区的利用形態と整備方針

各地区ごとの現在の主な利用形態は下記のとおりであるが、今後は、自然観察やハイキング、キャンプといった自然とのふれあいを促進するような利用を推進していくため、各種施設の整備を図るものとするが、特に当地域は後述するとおり、兵庫県の「淡路島リゾート構想」の対象地域に含まれ、また今世紀末には本四架橋「神戸・鳴門ルート」が完成することから、大規模施設の整備等、開発圧の高まりが予想されるため、現在の優れた風景を損なわぬよう調整には十分留意することとする。

- ① 明石海峡地区——風景観賞
- ② 常隆寺山地区——寺社参拝（常隆寺）
- ③ 先山地区——寺社参拝（千光寺）
- ④ 三熊山地区——風景観賞、ハイキング、毎日登山、ピクニック
- ⑤ 由良地区——釣り、海水浴、風景観賞、植物観賞（水仙の花）
- ⑥ 諭鶴羽山地区——釣り、登山、風景観賞、植物観賞（水仙の花）
- ⑦ 沼島地区——釣り
- ⑧ 鳴門海峡地区——渦潮・大鳴門橋の展望・観賞、海水浴、釣り
- ⑨ 鹿野松原地区——海水浴、キャンプ、松原の観賞・散策

(2) 各種リゾート開発との調整

当地域は、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）に基づき、昭和63年10月28日に承認された兵庫県の「淡路島リゾート構想」の対象地域に含まれている。各地区ごとに設定された重点整備地区、及び計画された特定施設については下記の表のとおりである。

従来からの利用形態である展望、海水浴、釣り、ハイキングといったものに加え、明石海峡大橋建設により大都市圏からの利用者増加が見込まれ、マリンスポーツや野外レクリエーションといった利用形態の需要が量的にも質的にも増加することが予想され、より質の高い滞在施設・利用施設の整備が必要とされるようになるものと思われる。しかしながら、本来良好な自然環境や風景があってこそリゾートは成立すると考えられるので、それらの保全に留意し、国立公園の利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け、公園計画、審査指針及び当管理計画の範囲内で、これらの開発整備と調整を図る。

地 区 名	重 点 整 備 地 区 名 (地 種 区 分)	特 定 施 設 名 (位 置)
明石海峡地区	明石海峡展望休養ゾーン 「汐鳴の丘」(特別地域内)	・松帆休養センター (松帆の浦付近採石跡地) ・石の寝屋ヴィスタパーク (汐鳴山東) ・鳥の山展望台 (鳥の山)
常隆寺山地区	森林自然ゾーン 「羅漢の森」(特別地域内)	・精神道場 (常隆寺付近)
先 山 地 区	—	—
三熊山地区	海洋スポーツ休養ゾーン 「洲本海洋村」(特別地域内)	・三熊山公園 (三熊山)
由 良 地 区	海洋スポーツ休養ゾーン 「洲本海洋村」(特別地域内)	—
諭鶴羽山地区	—	—
沼 島 地 区	—	—
鳴門海峡地区	福良湾周辺展望休養ゾーン 「うずしおの郷」 (特別地域内・普通地域内)	・ホテルプラザⅡ期 (田尻・特別地域内) ・じゃのひれマリーンパーク (蛇の島埋立地・普通地域内)
慶野松原地区	海洋レクリエーションゾーン 「西淡路美浜の郷」(特別地域内)	・五色MR計画 (五色浜)

(3) 本四架橋「神戸・鳴門ルート」との関連

将来、明石海峡大橋の建設にともなう神戸・鳴門ルートの完成に際しては、様々な開発が同ルート沿いを中心に淡路島全域に進むことが十分予想されるので、風景への影響を考慮し適正かつ快適な公園利用が損なわれることのないよう慎重に対処する。

2 一般公共施設整備との調整に関する事項

地域の生活産業基盤となる道路、港湾、漁港、治山砂防等の事業と、国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県及び市町の公共事業部局との間で、下記の手順で、事前調整を実施する。

また、林道の新設については、従来どおり事前調整を行ない、風景の維持を図る。

なお、常隆寺山地区における公有林の官行造林地施業計画については、編成作業の段階において

営林局との間で調整を図り、国立公園の公益が森林施業に反映されるように努める。

- #### ・官行造林地施業計画——公有林野等官行造林地

(神戸営林署管内、39ha、第3種特別地域)

(計画期間　自平成元年度～至平成10年度)

(事前調整手順)

ア 事前調整の対象となり公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続を必要とするもの（知事権限のものも含む）。

イ 当該公共事業にかかる実施計画の概要を1月末日までに、県が行なうものに関しては県が六甲管理官を経由して瀬戸内海国立公園管理事務所に、市町が行なうものに関しては市町が六甲管理官に提出する。

ウ 六甲管理官もしくは瀬戸内海国立公園管理事務所は必要なものについて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を聴取し、許認可等の公園行政との調整を図る。

エ 公園事業執行として行なう道路等の事業で、公園事業の決定もしくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、六甲管理官もしくは瀬戸内海国立公園管理事務所において3月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

第5 土地等の管理に関する事項

1 国有財産管理

ア 由 良

由良成ヶ島には一部私有地が含まれるが、ほとんどは環境庁所管地で占められており、これは昭和31年に大蔵省より所管権を受け、引き継いだものである。

現在国有財産の施設や民間の施設の老朽化が目立っているため、地元洲本市等と協力しながら改善を図るとともに、利用の活性化を促進するための全体的視野に立った長期的対策を検討していく。

(1) 土 地 227,051m²

(2) 建 物 トイレ 1棟 19m²

炊事棟 1棟 17m²

(3) その 他 給水施設、歩道、桟橋、護岸等

イ 南淡路

環境庁が南淡町から借地して昭和35年集団施設地区として指定して以来、南淡路国民休暇村としての利用を図りながら、各種公共施設を整備してきた。

老朽化が進行し、安全性、利便性及び衛生的に支障をきたすような施設については、早期改善を図る。施設管理についても、休暇村の協力を得て適切に行なう。

(1) 建 物 休憩所 3棟 134m²

トイレ 3棟 75m²

ポンプ室 1棟 4m²

(2) その 他 野営場炊事棟、駐車場、車道、園地、探勝歩道、桟橋等

2 公園事業施設等公共施設の管理

公園利用施設の老朽化や破損によって、設置目的を達成することが出来ず、利用環境を著しく損なう事例が見られる。このため関係（行政）機関で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講じるものとする。

また、自然公園施設整備補助事業で整備された県有施設については、県と受託管理者（地元市町）との間で、適正な施設管理の方策をたてるものとする。

第6 利用者の指導に関する事項

1 自然解説に関する事項

(1) 自然解説活動の実施と組織づくり

従来から南淡路国民休暇村では、「自然体験キャンプ」が毎年実施されている（平成3年度実績回数—8回、参加者数—428名）が、他の利用拠点においても、適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るために野外活動指導が行なわれるよう、地元市町、自然公園指導員、柿ヶ原博物展示施設（うずしお科学館）を中心とする公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図る。

(2) 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう自然探勝用のガイドマップ、セルフガイド方式による自然解説冊子等を関係機関と協力して作成していく。

2 利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関との連携を図り、監視体制の強化や利用者への指導に努める。

3 安全対策

最近特に海岸部においては、海水浴利用に加えてジェットスキーやウインドサーフィンといった、危険を伴うマリンスポーツの利用が増加しているため、利用区域の制限等により、海水浴利用者への安全確保を十分図るよう管理者と協力していく。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。

美化清掃活動費補助対象団体である「国立公園鳴門海峡地域を美しくする会」、「国立公園廃野松原を美しくする会」及び「国立公園成ヶ島・生石・三熊山を美しくする会」(第8・3 清掃団体(p. 35)参照)が各地区の清掃にあたっているものの、広範囲に分散している公園区域を網羅しているわけではない。従って、今後は上記以外でも清掃団体の育成を図っていくとともに、次の点に留意してゴミの処理や清掃の方法の改善を進める。

(1) くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

(2) 公園施設の管理

公園施設、特にトイレは、公園のイメージにつながるものであることから、快適な利用を維持するため、清掃体制の強化に努めるよう各管理者を指導する。

(3) 普及啓発

清掃登山、クリーンハイキング等を実施し、一般市民に清掃活動への参加を呼び掛けるとともに、特に「自然公園クリーンデー」(毎年8月第1日曜日)の実施によるアピールに努め、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

(4) 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に相互協力していく。

(5) 海洋の污染防治

釣客や海水浴客等の利用者によるゴミの散乱や海へのゴミ投棄といった、海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たず、また公園区域外で発生するゴミの漂着も際限がないため、ゴミ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等について、公園の周辺地域を含めた関係機関との協議に努める。

2 修景緑化指針

各種行為に伴い生じた裸地は、国立公園の風景を損なうことがないよう以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行なうよう行為者を指導する。

(1) 支障木の移植

施工にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる

場合には、極力これを移植するものとする。

(2) 裸地の緑化

施工に伴いやむをえず生じた裸地や、現在裸地になっている場所については、土地利用上、また防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

(3) 緑化に使用する草本類

急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノンバ、ヨモギ、スキ、メドハギ等の郷土産の種類を混合したものを使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

(4) 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別表「修景緑化樹種一覧」(p. 63) を参考とし、出来るだけ郷土産の種類による緑化を行なうよう行為者を指導していく。

第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の達成を図るため、積極的な交流を行ない、その組織強化等指導育成に努める。

1 濑戸内海国立公園等連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては、国立公園管理事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、(p. 37) 記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県並びに瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を開催している。

2 濑戸内海国立公園兵庫県、和歌山県及び徳島県地域連絡会議

上記会議の設置要領第4項（地域連絡会議）に基づき、地域レベルでの行政機関間の緊密な連携のもとに、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的として、瀬戸内海国立公園管理事務所が、三県及び関係市町を対象に開催している。

3 清掃団体

淡路地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町と協力し、以下の清掃団体を適切に指導・支援していく。

(1) 兵庫県自然公園美化推進協議会

ア 設置目的

自然公園法第16条の2（清潔の保持）の主旨に基づき、国・兵庫県・市町等と協力し、兵庫県内自然公園の自然環境を清潔に保持すること。

イ 事業

- ① 公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業。
- ② 美化思想の普及啓発に関する事業。
- ③ 国・県及び市町の自然公園に関する施策への協力。

ウ 事務局

兵庫県保健環境部環境局環境管理課

(2) 国立鳴門海峡地域を美しくする会

ア 設置目的

南淡町福良仁尾地区及び西淡町伊毘より鳴門岬に至る周辺の自然を美しく保持するとともに健康で快適な利用の行なえる公園とするため清掃活動を行なうこと。

イ 事業

① 区域内の清掃活動事業、自然保護に関すること。

② 県の整備した清掃施設の管理に関すること。

③ 区域内の環境衛生に関するこ

④ 区域内の標識、公園施設等の補修に関するこ

⑤ 区域内の利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及に関するこ

⑥ 区域内の利用者指導、災害防止等に関するこ

ウ 事務局

淡路鳴門岬公園開発事務組合（鳴門みさき荘）

(3) 国立公園慶野松原を美しくする会

ア 設置目的

国立公園慶野松原の自然を美しく保持すると共に健康で快適な利用ができる公園とすること。

イ 事業

① 区域内の自然保護と美化清掃に関するこ

② 区域内の利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及向上に関するこ

③ 県、町の整備した各施設の管理、清掃に関するこ

ウ 事務局

西淡町商工観光課

(4) 国立公園成ヶ島・生石・三熊山を美しくする会

ア 設置目的

国立公園成ヶ島・生石・三熊山を美しく保持することを目的に有志相寄り、自然環境を愛

護、美化していくこと。

イ 事業

① 区域内の自然保護と美化清掃に関するこ

② 区域内の利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及向上に関するこ

ウ 事務局

洲本市商工観光課

4 濑戸内海国立公園管内国民休暇村連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内には5ヶ所の国民休暇村（淡路地域には南淡路国民休暇村）があり、国立公園管理事務所と各休暇村との意志疎通を図るため、各休暇村と瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園管内国民休暇村連絡会議を設置しており、「自然体験キャンプ」をはじめとする自然に親しむための行事や、公園利用者のための施設整備等について、検討、情報・意見交換の場とされている。

* 濑戸内海国立公園等連絡会議設置要領

この要領は、瀬戸内海国立公園等連絡会議の運営と整備の充実を図るため、瀬戸内海国立公園管理事務所

のするものとする旨を眞理園

1 目 的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るために、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

2 構 成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

3 会 議

- (1) 会議は、管理事務所長が招集し、毎年1回4月に開催する。
- (2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行なう。
 - ア. 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項
 - イ. 国立公園計画及び事業決定等に関する事項
 - ウ. 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項
 - エ. 風致景観の管理に関する事項
 - オ. 公共事業等の取扱いに関する事項
 - カ. 美化清掃活動の推進に関する事項
 - キ. 自然学習等野外活動の推進に関する事項
 - ク. その他この会議の目的を達成するに必要な事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経 費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

第9 そ の 要 索 他

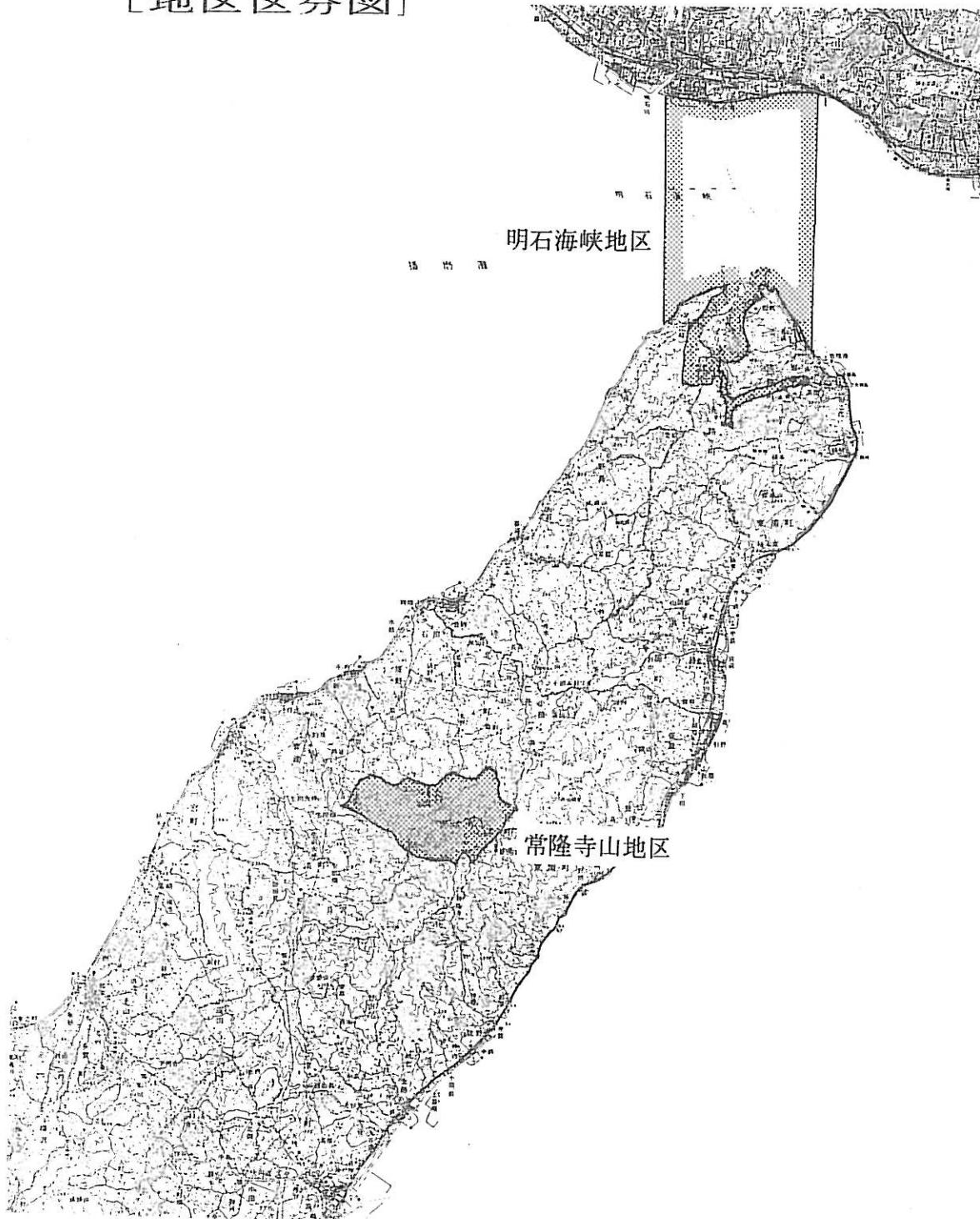
以上各項目に従って管理の方針を述べてきたが、そのほか以下の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行なうものとする。

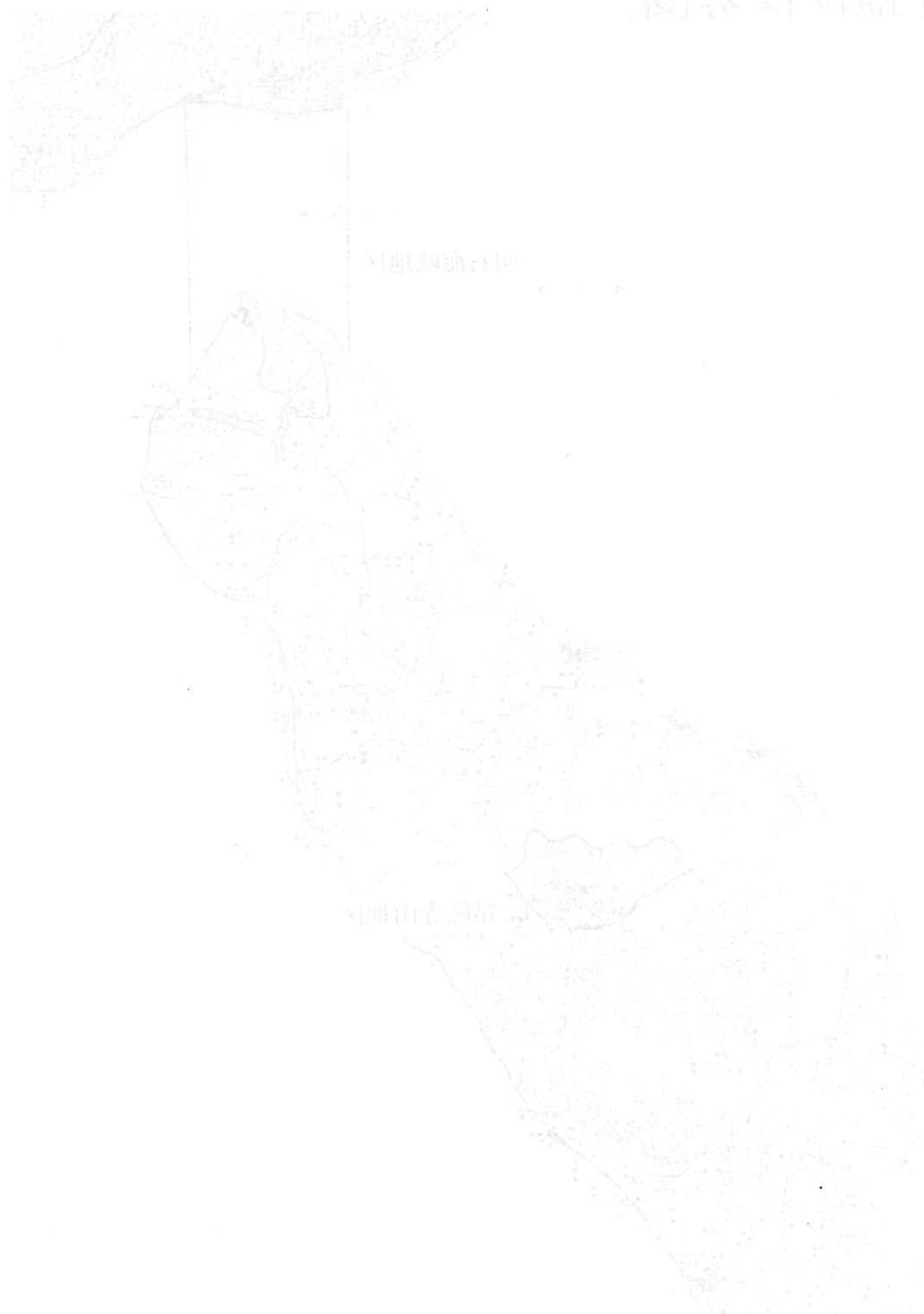
- (1) 許認可手続きの迅速化と、調整の必要のある事案についての早期連絡調整を図る。

(2) 自然公園法の規制を分かり易く解説した広報パンフレットの作成を、必要に応じ検討するとともに、関係市町の広報紙への協力を依頼する。

(3) 文化財保護法、風致地区内における建築等の規制に関する条例（いわゆる風致地区条例）、淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例（いわゆる淡路条例）等関係法令との齟齬が生じないよう、他機関との調整を図る。（参考資料：関係法令等一覧（p. 67）参照）

[地区区分図]







「特定地域における特定行為の認定」一覧

特 定 地 域	特 定 行 為
1. 洲本市古茂江地区 昭和51年 6月12日 50環自保第 224 号	① 審査指針第1・1・二の(2), (4)及び(5)の要件を同(3)の要件に読み替える。
2. 洲本市津田地区 昭和56年 1月19日 55環自保第 457 号	① 審査指針第1・1・二の(4)中イからキまでを要件としない。 ② 審査指針第1・1・二の(5)中イからオまでを要件としない。
3. 南淡町福良・阿万地区 昭和58年 7月 4 日 環自保第 120 号	① 審査指針第1・1・二・(4)のア中「10メートル」とあるのを「13メートル」と読み替える。 ② 審査指針第1・1・二の(4)中イからキまでを要件としない。 ③ 審査指針第1・1・二の(5)中イからオまでを要件としない。

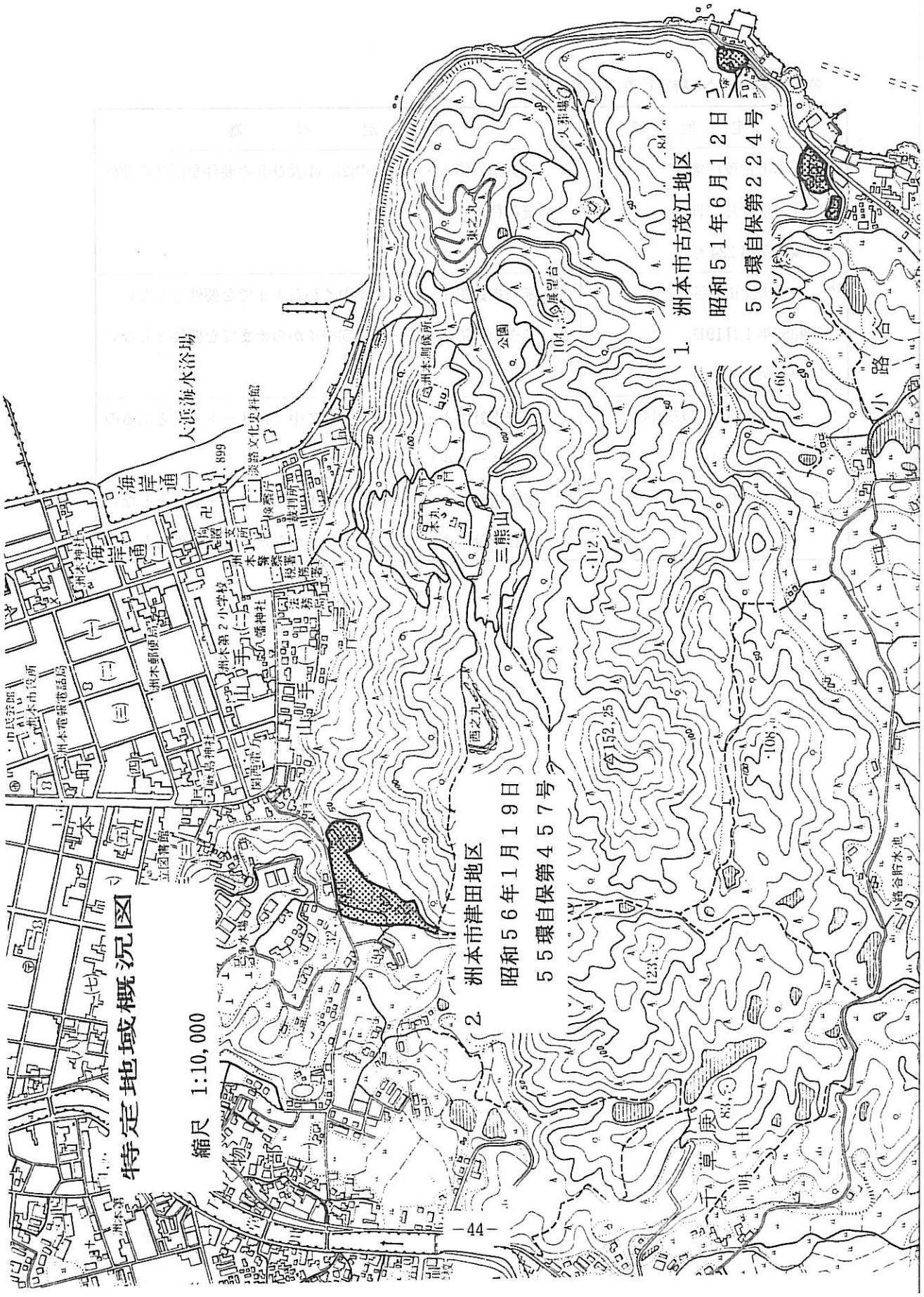
特定地域概況圖

縮尺 1:10,000

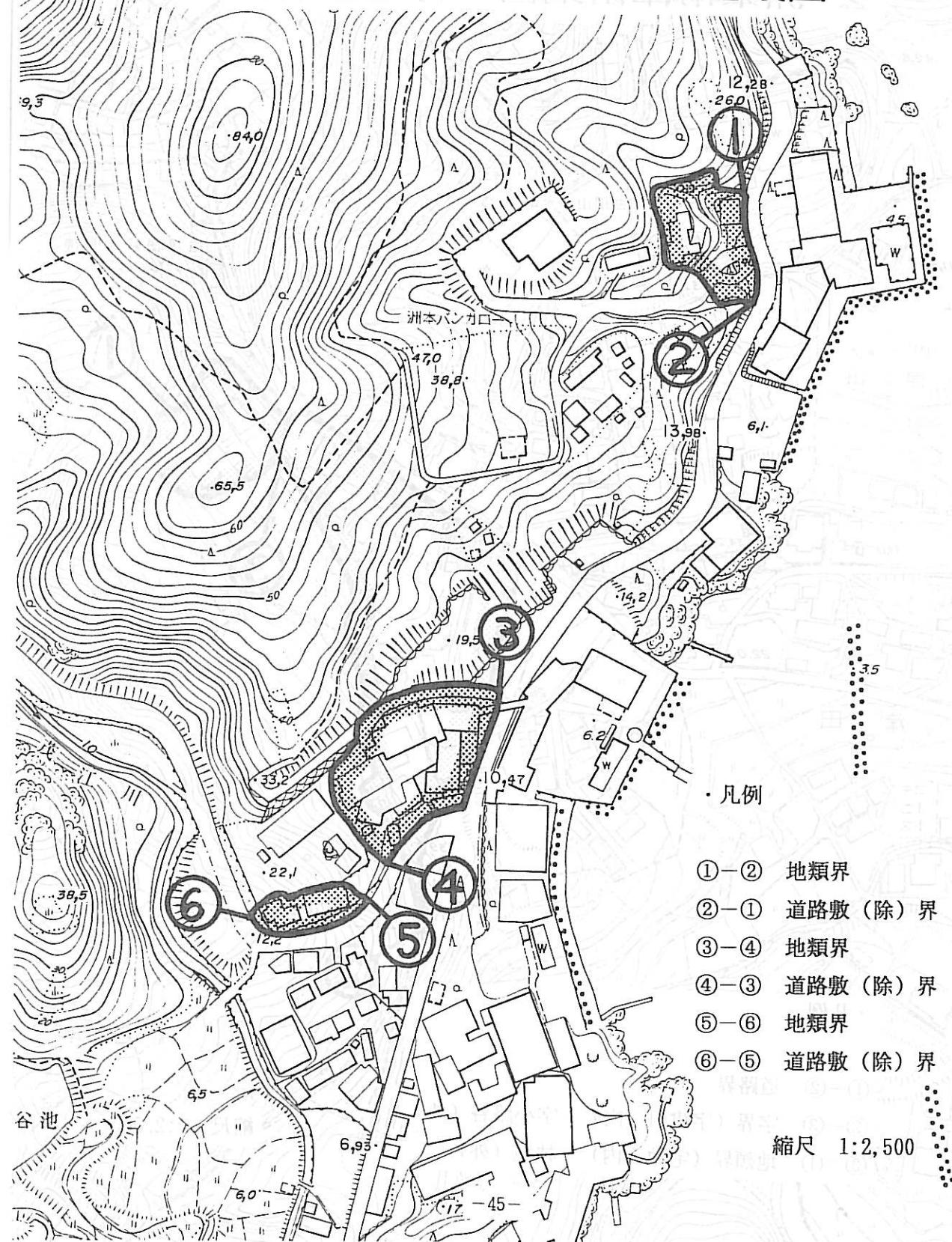
人濟海水浴場

303

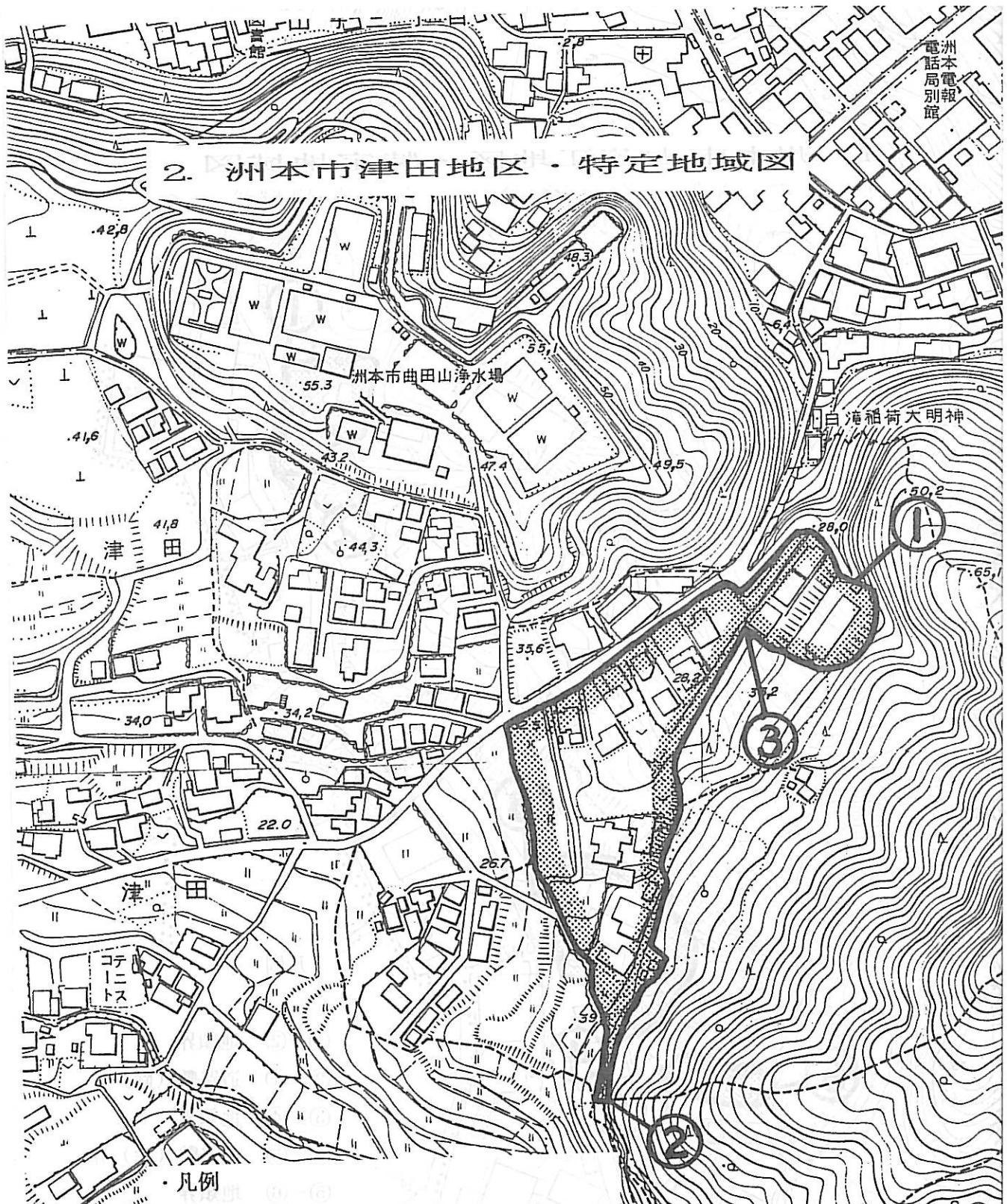
昭和56年1月19日
55環自保第457号



1. 洲本市古茂江地区・特定地域図



2. 洲本市津田地区・特定地域図



・凡例

①-② 道路界

②-③ 字界 (字津田 (内) 一字小路谷 (外))

③-① 地類界 (宅地 (内) 一林地 (外))

縮尺 1:2,500

(1) 福良 仁尾

(2) 阿万 又ノ浦

(3) 阿万 吹上

(4) 阿万 中西

特定地域概況図

縮尺 1:25,000

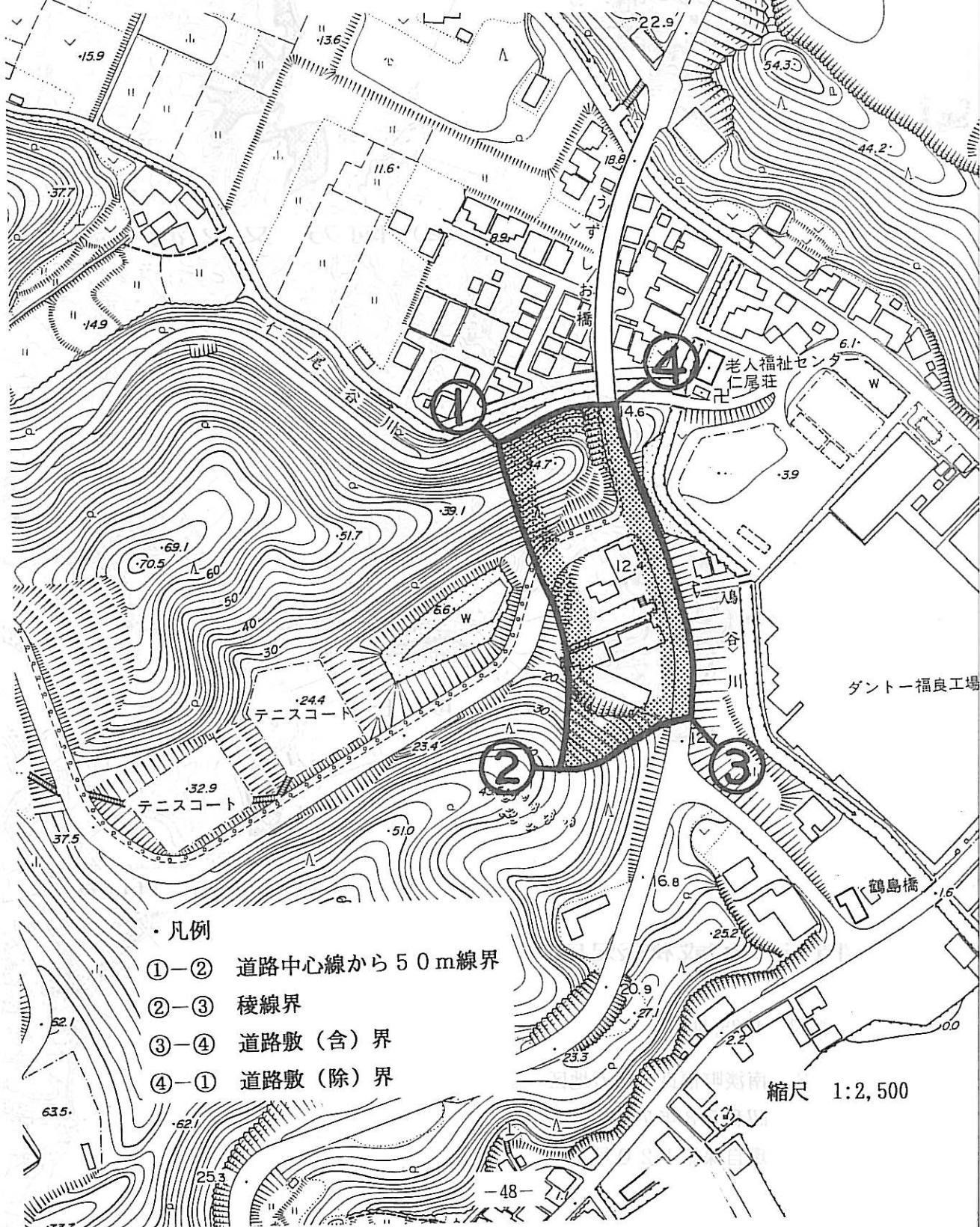
3. 南淡町福良・阿万地区

昭和58年7月4日

環自保第120号

3. 南淡町福良・阿万地区

(1) 福良仁尾・特定地域図



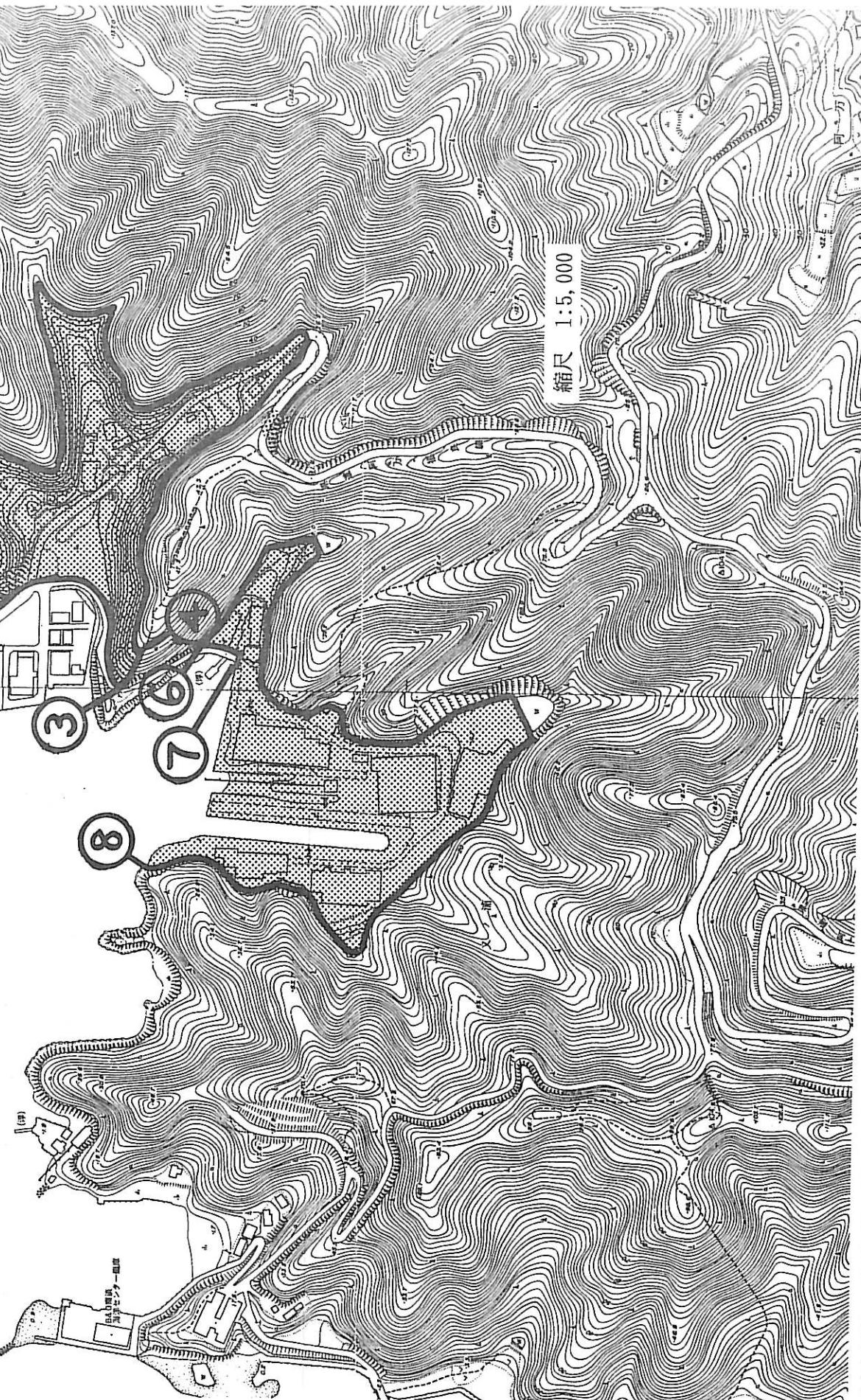
3. 南淡町福良・阿万地区
(2) 阿万又ノ浦・特定地域図

福 良 湾

・凡例

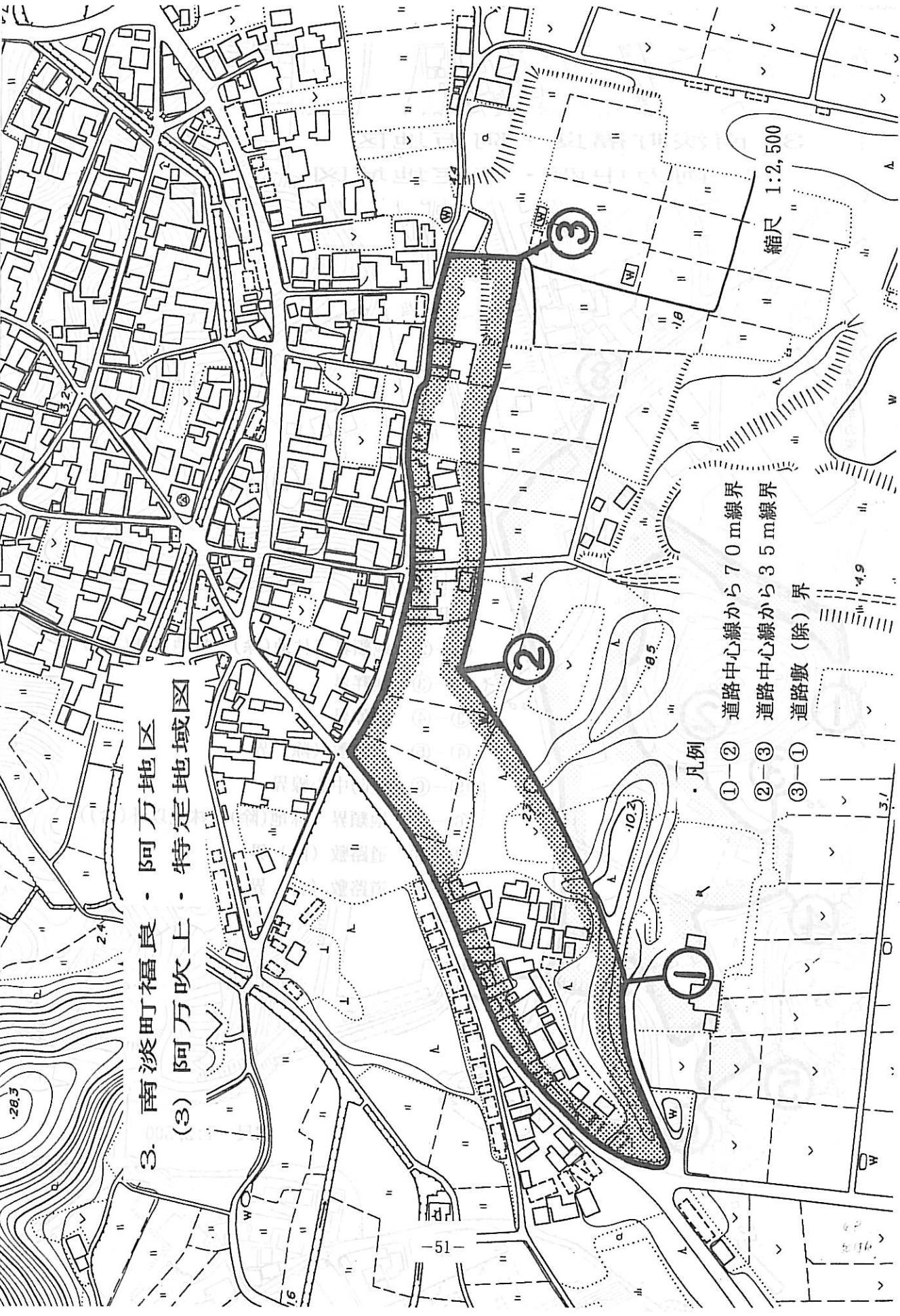
- ①—② 地類界（山林と農地）
- ②—③ 道路敷（除）界
- ③—④ 條線界
- ④—⑤ 標高 2.5m 線界
- ⑤—① 條線界
- ⑥—⑦ 道路敷（除）界
- ⑦—⑧ 汀線界
- ⑧—⑥ 地類界（林地（除）—林地以外（含））

縮尺 1:5,000



3. 南淡田丁福良・阿万吹上・特定地域図

(3)

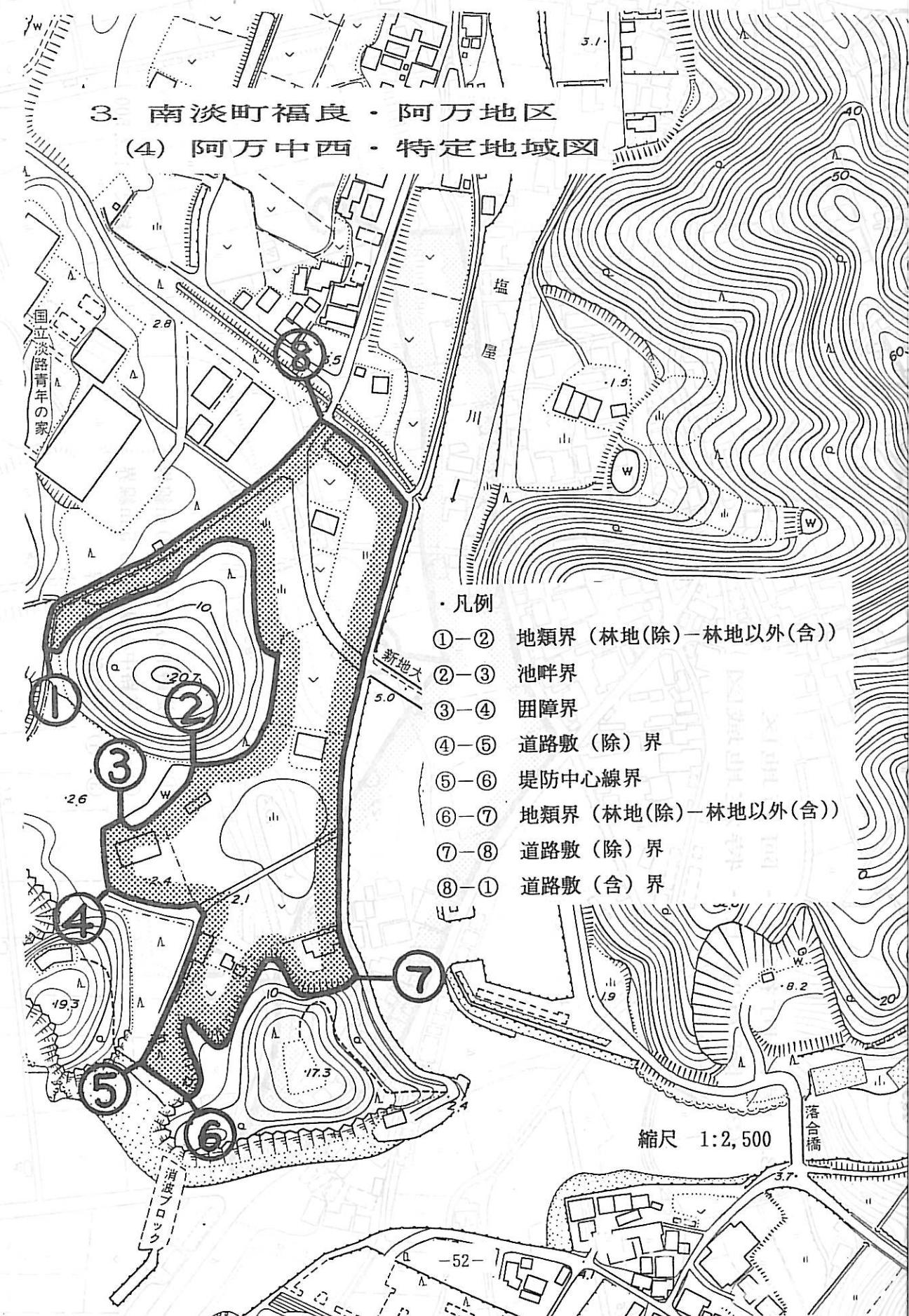


・凡例

- ①-② 道路中心線から 70m 線界
- ②-③ 道路中心線から 35m 線界
- ③-① 道路敷(除)界

3. 南淡町福良・阿万地区

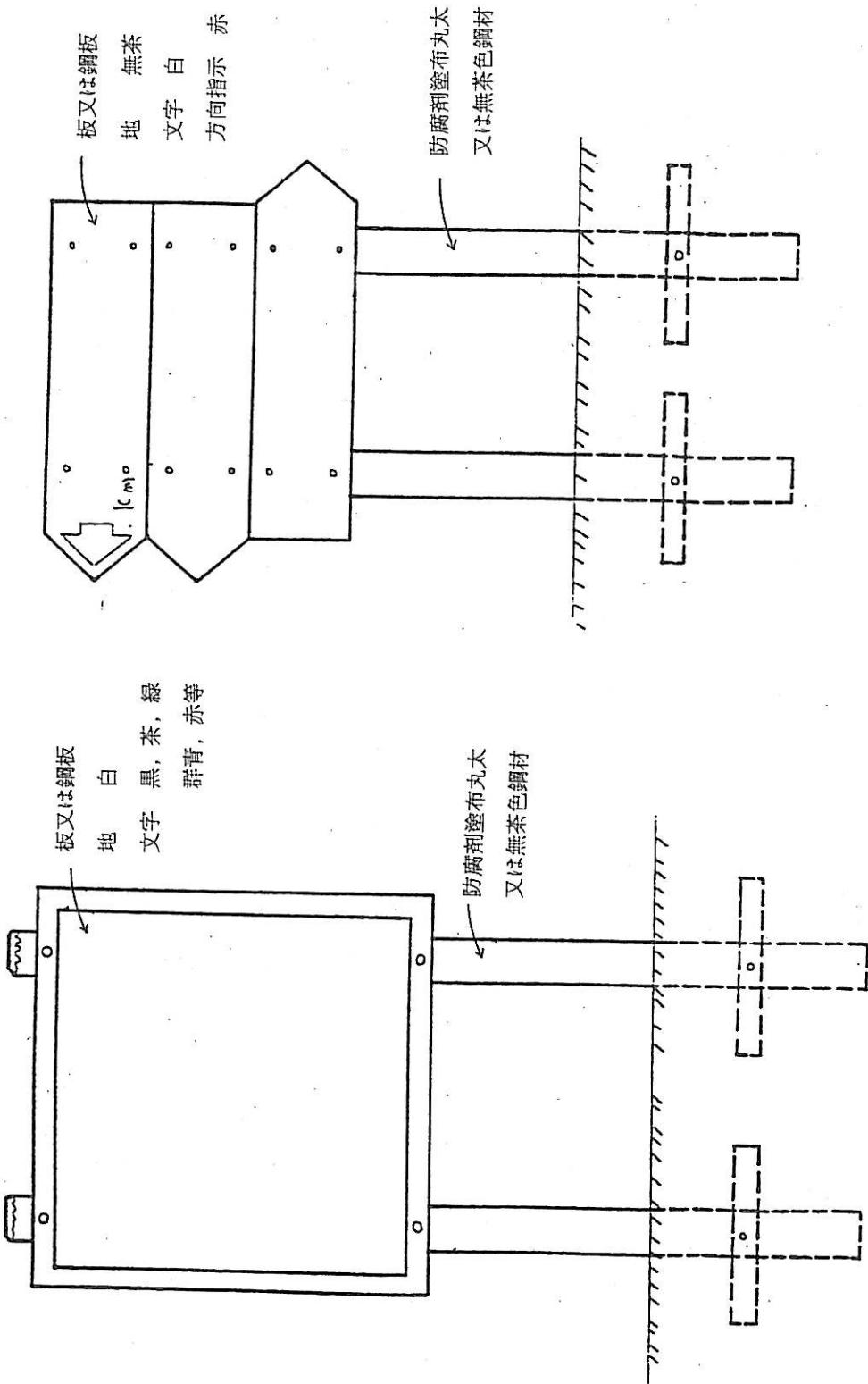
(4) 阿万中西・特定地域図



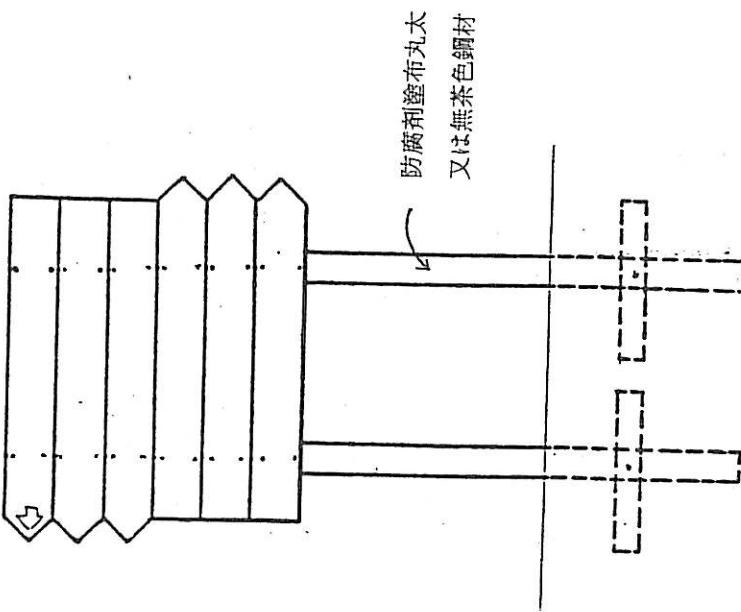
誘導標識，地区案内板等標準仕様

地区案内板

道標



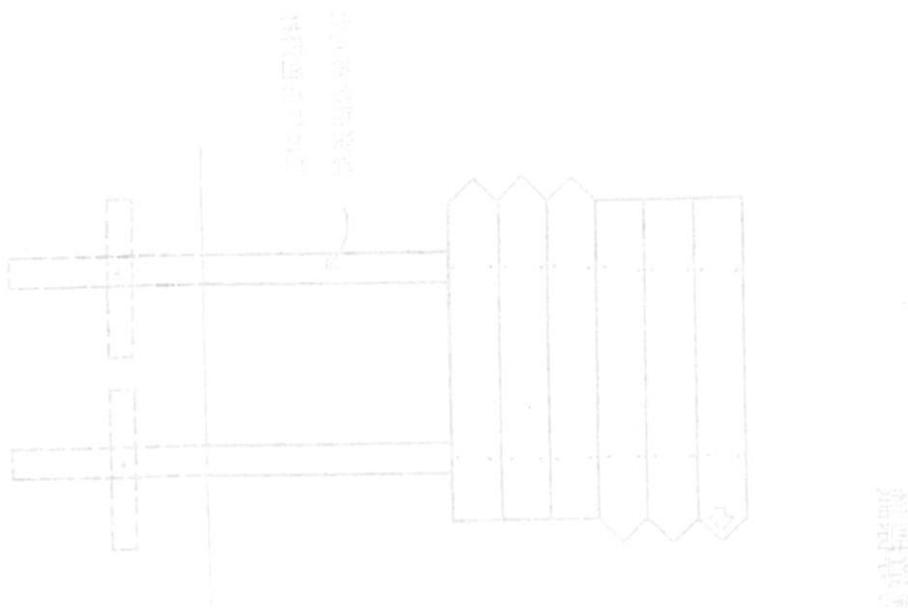
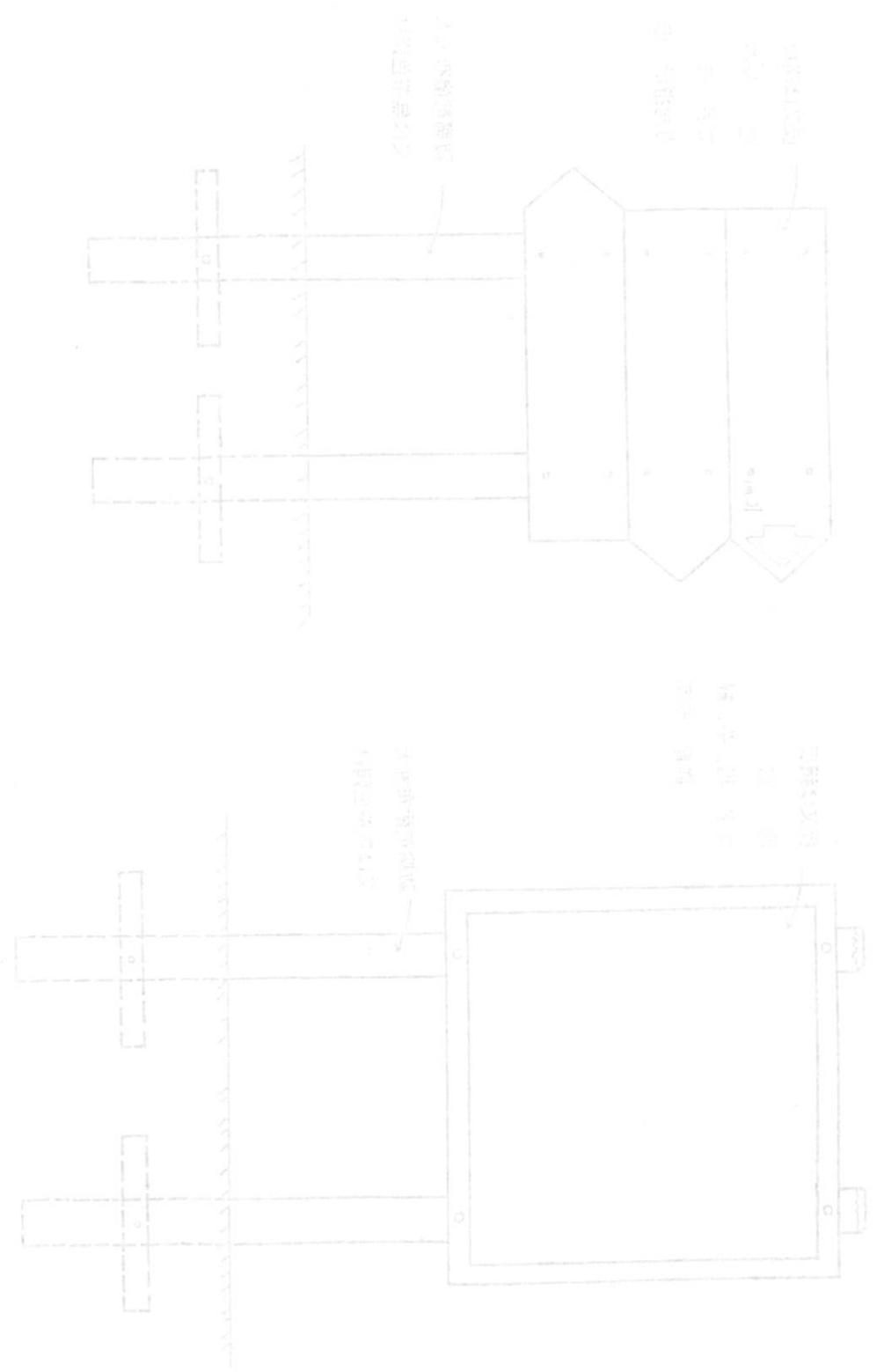
誘導標識



總機房管路圖說

圖五

總管路圖說



瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物

自然公園法第17条第3号第8項の規定に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境庁長官の指定する植物は次のとおり（昭和56年3月23日、環境庁告示第34号）。

科 目	種 類（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カツツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリキ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンショウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、モトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ、（イワガサ、ダイゴイワガサ）、ウラジロイワガサ（ミヤジマシモツケ）、イブキシモツケ

科 目	種 類 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
マメ	ナルトオウギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバカキノハグサを含む。), ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ, ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク, イワナシ, トサノミツバツツジ, サツキ (サツキツツジ), レンゲツツジ (レンゲを含む。), ヒカゲツツジ, ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ, オキシャクナゲを含む。)カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。), サイコクミツバツツジ, シロヤシオ (ゴヨウツツジ), コバノミツバツツジ, ダイセンミツバツツジ, サラサドウダン, シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコウソウ
リンドウ	リンドウ, センブリ, イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ, サツマイナモリ, イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ, イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ, キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ, コタヌキモ, ヒメタヌキモ, ノタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, イヌタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒヨウタンボク, チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ, キキョウ
キク	ソナレノギク, シュンジュギク (シンジュギク, アサマギク), ウラギク (ハマシオン), キバナキジギク, マアザミ (キセルアザミ, ツクデマアザミ), コケセンボンギク, オタカラコウ, ハンカイソウ, オオニガナ, サワオグルマルマ

科 目	種 類 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ニリ	カンカケイニラ, ステゴビル, シライトソウ, キキョウラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, シロバナショウジョウバカマ, ハマカンゾウ, セトウ チギボウシ, ササユリ, コオニユリ, アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ, ヒオウギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ, ユキモチソウ
カヤツリグサ ラン	イワカンスゲ, オタルスゲ, サギスゲ, ミカヅキグサ ヒナラン, イワチドリ, シラン, マメヅタラン (マメラン), ムギラン, エビ ネ, キエビネ, ギンラン, キンラン, サイハイラン, シュンラン(ホクロ), マ ヤラン (サガミラン), セッコク, カキラン, ツチアケビ, オニノヤガラ, ミ ヤマウズラ, シュスラン, サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ジガバチソ ウ, クモキリソウ, コクラン, ヒメフタバラン, フウラン, ヨウラクラン, ウ チョウチン, コケイラン, ジンバイソウ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, オ オバノトンボソウ, コバノトンボソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベニカヤ ラン (マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボクロ

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立については、以下の各事項に留意して取扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各事項のいずれかに該当すること。

- ア. 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ. 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ. 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ. 災害防止のため埋立以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ア. 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
 - イ. 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

- (1) 埋立の規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立による潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4. そ の 他

次頁記載の「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」(昭和49年5月9日 瀬戸内海環境保全審議会答申)の内容に合致したものであること。

瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての 規定の運用に関する基本方針について（抜粋）

（昭和49. 5. 9. 瀬戸内海環境保全審議会答申）

昭和48年12月24日付け諮問第1号をもって諮問された埋立ての規定の運用についての基本的な方針については、別紙のとおりとりまとめたので答申する。

なお、当審議会としては、瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するため瀬戸内海環境保全臨時措置法が全会一致の議員立法として制定された経緯にもかんがみ、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであると考えており、やむを得ず認める場合においてもこの観点にたって別紙の基本方針が運用されるべきであると考えていることをこの際特に強調しておくものである。

また、当審議会としては別紙の内容を具体的なものとするため引き続き調査審議を行うこととしているので今後の瀬戸内海における埋立てについての免許又は承認に関する処分の状況について報告するよう要望する。

〔別紙〕

瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の 埋立てについての規定の運用に関する基本方針

瀬戸内海がわが国のみならず、世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという特殊性を有することにかんがみ、瀬戸内海の環境保全に関する基本方針が策定されるまでの間、瀬戸内海における埋立ては、すでに悪化せる瀬戸内海の環境に影響を及ぼすものである。第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認にあたっては、下記事項を十分配慮すること。

記

1. 次の各項目毎に十分配慮されたものであることを確認すること。

(1) 海域環境保全上の見地

- (イ) 海面の消滅及び自然海岸線の変更による海水の自浄能力の低下がもたらす周辺海域の水質への影響の度合が軽微であること。
- (ロ) 埋立てからの排水（流出水・浸出水を含む）によって、COD汚濁負荷量の目標値をこえることにならないこと。
- (ハ) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接

海岸への影響の度合が軽微であること。

- (イ) 埋立工事に伴うにごり等の周辺海域への拡散等による水質の悪化の度合を軽微にする工法がとられていること。

(2) 自然環境保全上の見地

- (イ) 埋立て、埋立地の用途及び埋立工事による自然環境（生物生態系、自然景観及び文化財を含む）への影響の度合が軽微であること。

- (ロ) 埋立てそのものの海水浴場等の利用に与える影響が軽微であること。

(3) 水産資源保全上の見地

- (イ) 埋立てにより消滅する海面及びその周辺海域における水産資源及びその利用に与える影響が軽微であること。

- (ロ) 埋立地からの排水（流出水・浸出水を含む）による水産資源への影響が軽微であること。

- (ハ) 埋立工事に伴う汚染の拡散が、水産資源及びその利用に与える影響の度合を軽微にする工法がとられていること。特に有害水底土砂の浚渫又は封じ込めに係る埋立ての場合には埋立工事中の拡散を防止する工法がとられていること。

2. 次の(1)に示す区域での埋立ては極力さけ、(2)に示す区域での埋立てはこれに準じて十分配慮すること。

- (1)(イ) 水産資源保護法による保護水面（その周辺を含む）

- (ロ) 自然公園法による特別保護地区（その周辺を含む）、特別地域（その周辺を含む）及び海中公園地区

- (ハ) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域（その周辺を含む）、特別地区（その周辺を含む）及び海中特別地区

- (ニ) 鳥獣保護及狩猟に関する法律による特別保護地区

- (ホ) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域（その周辺を含む）

(2)瀬戸内海漁業取締規則による藻場等ひき網漁業禁止区域

※注 沿岸漁場整備開発法（案）が成立した場合には、同法による育成水面は、本項に準じて取り扱うこととする。

3. 次の海域については、次に示している留意事項に適合しない埋立てはできるだけさけるように配慮すること。

海 域		留 意 事 項
大 阪 湾 奥 部	(大阪府泉南郡阪南町男里川河口左岸から兵庫県神戸市須磨区妙法寺川河口右岸に至る陸岸の地先海域)	公害防止・環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの又は、汚濁負荷量の小さいもの。
播 磨 滩 北 部	(兵庫県江井島港西防波堤灯台から岡山県玉野市沼灰山出崎突端に至る陸岸の地先海域)	
播磨灘中央部のうち 香 川 県 側	(香川県大川郡志度町馬ヶ鼻突端から香川県高松市郷東町東川河口左岸に至る陸岸の地先海域)	
水 島 滩	(岡山県倉敷市下津井西ノ鼻突端から広島県阿伏兎灯台に至る陸岸の地先海域)	
燧灘のうち愛媛県側	(愛媛県川之江市川之江町余木余木崎から、愛媛県越智郡波方町大角鼻突端に至る陸岸の地先海域)	
安芸灘のうち広島県側及び広島湾	(広島県呉市仁才町戸田東重岩灯標から山口県玖珂郡大畠町瀬戸山鼻に至る陸岸の地先海域)	

※1 前表の海域欄の区域は、汚濁度、滞留度及びCOD汚濁負荷流入量の総合的評価が平均をこえる区域であり（別表1参照），その区分は別図1のとおりとする。ただしこれらの海域及びCOD汚濁負荷流入量が当該海域全体の平均的な特性と著しく異なる特性をもつ地区においては、実情に応じた配慮をすること。

（別表1（略））

※2 韶灘については、滞留度指数が判明した段階で当該指数と汚濁度及びCOD汚濁負荷流入量の指数の総合評価が総合指数の平均である300をこえることになれば、前表の海域に含まれることとする。

4. 面積の極めて小さい埋立て（1ha程度）については、1, 2の適用に当たつて当該埋立てが小規模であることを勘案しうるものとする。

修景綠化樹種一覽

高 木

和 名	生長	乾 湿	陰陽	性 状	観 賞 期	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高 (20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高 (40)		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	常高 (10)		—	—
アキニレ	速	湿	半陽	落高 (10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高 (15)		中	—
アラカシ	速	中	半陽	常高 (15)		強	中
イイギリ	速	中-湿	陽	落高 (15)	果 (10-11)	—	—
イスノキ	中	乾	半陽	常高 (20)	花 (4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高 (15)		強	中-強
イブキ	遅	乾	陽	常高 (15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高 (10)	葉 (10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高 (10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高 (15)	葉・果 (9-10)	—	—
エノキ	速	中-湿	半陽	常高 (20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高 (15)	花 (3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高 (10)		強	—
カゴノキ	中	中	陰	常高 (15)		—	—
クサギ	速	中	陽	落高 (8)	花 (7-9)	—	—
クスノキ	速	中	半陽	常高 (25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高 (10)	果 (11-1)	強	—
クロキ	中	中	陰	常高 (10)		—	—
クロマツ	速	乾	陽	常高 (40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高 (20)		中	中
サカキ	速	中	陰	常高 (10)		中	中
サンゴジュ	速	湿	陰	常高 (8)	果 (10)	強	強
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高 (10)	花 (4-5)	—	—
シュロ	遅	中	陰	常高 (8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高 (20)		強	中

和 名	生長	乾 湿	陰陽	性 状	観 賞 期	潮害	大気汚染
スタジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)	-	-
ナラガシワ	速	中	陽	落高(16)		-	-
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)		-	強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	-
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)	-	-
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメニズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ	-	中	陽	常高(10)	花(11-2) 果(6)	-	-
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)	-	-
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミカン類	-	中	陽	常高	果(10-11)	-	-
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	-
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)	-	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウブ	中	中-乾	陽	落高(10)	花(7-8)	-	-
リンボク	中	中	陰	常高(10)		-	-

低木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
アオキ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低(2)		-	-
ウメモドキ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低(1.5)	花(5-6)	-	強
オカメザサ	-	中	陰	常低(1)		-	強
カナメモチ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11)葉(5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	-	中	陽	落低(3)	花(4-5)	-	-
コマユミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)	-	-
サザンカ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	強
サツキ	速	中	陰	常低(2)	花(5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低(3)		-	-
シキミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)	-	-
シモツケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)		-	-
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)	-	中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低(2)	花(3-4)	中	中
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)		-	-
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	-
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7)果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)		-	-
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)	-	-

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)	一	一
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常低(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)	一	一
ハマゴウ	-	乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	-
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)	一	一
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-2)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)	一	一
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)	一	一
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)		一	弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1.5)	果(10-11)	一	一
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0.2)	果(11-2)	一	一
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)	一	一
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1.5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1.5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

関係法令等一覧

法 令	規 制 概 要	受付窓口（担当課）
瀬戸内海環境保全特別措置法 (兵庫県自然環境保全条例)	* 排水処理施設の設置規制等 * 自然海浜保全指定地区における行為の届出等	県水質課 洲本保健所（公害課）
公有水面埋立法	* 公有水面埋立の免許制度 (環境保全への配慮)	県港湾課
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	* 特別保護地区における制限 * 有害鳥獣の駆除	県林務課 洲本農林水産事務所(林業経営課)
文化財保護法 (兵庫県文化財保護条例)	* 現状変更等の制限 〔国指定・史跡名勝〕 ・慶野松原 〔県指定・天然記念物〕 ・常隆寺のスダジイ・アカガシ群落 ・諭鶴羽山のアカガシ群落 ・沼島のウミウ渡来地	県教育委員会社会教育・文化課
建築基準法	* 建築物の規模・形態等の制限	県建築指導課 市町
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	* 広告物の掲出禁止・制限	洲本土木事務所（管理課）
都市計画法 (風致地区内における建築等の規制に関する条例)	* 市街化・市街化調整区域における建築等の制限	洲本土木事務所（管理課）
森林法	* 林地開発許可・保安林内行為制限 ・ 森林計画伐採届出	県治山課 洲本農林水産事務所（治山課） 市町
海岸法	* 海岸保全区域内の行為等の制限	洲本土木事務所（管理課） 市町
港湾法	* 港湾区域内の行為等の制限	県港湾課 市町
漁港法	* 渔港区城内の行為等の制限	洲本農林水産事務所（漁港課） 市町
道路法	* 道路の占用等の制限	洲本土木事務所（管理課）

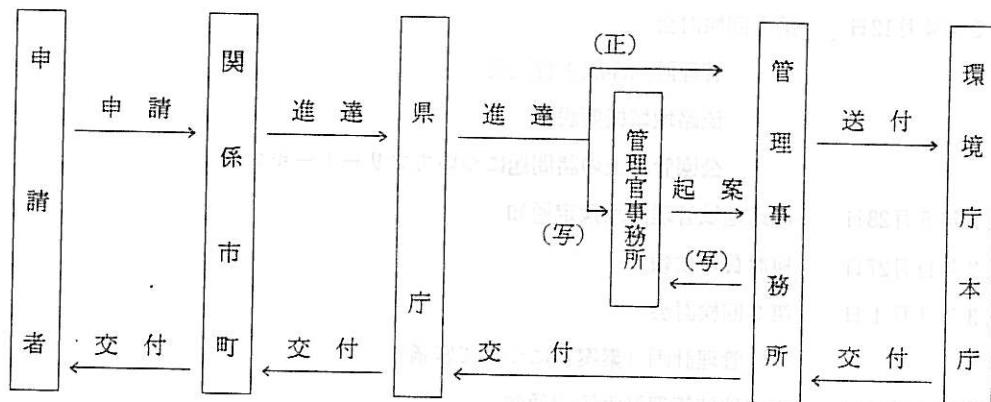
法 令	規 制 概 要	受付窓口（担当課）
農地法	* 農地の用途変更	県農地整備課 洲本農林水産事務所（農地課）
宅地造成等規制法	* 宅地造成による土地形質変更	県建築指導課 洲本土木事務所（建築課）
国土利用計画法 (大規模開発及び取引事前指導要領)	* 1 ha以上の土地の開発行為制限	県都市住宅部土地政策局企画室 市町
採石法	* 採石業に関する制限	県工業課・砂防課 市町
鉱業法	* 鉱業権設定・制限	県工業課 市町
温泉法	* 挖削・動力装置設置許可	県薬務課 洲本保健所（環境衛生課）
水道法	* 自家用下水道等(100人以下)の水質・施設基準	県生活衛生課 洲本保健所（環境衛生課）
水質汚濁防止法	* 排水処理に関する規制	県水質課 洲本保健所（公害課）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	* 一般・産業廃棄物の処理施設の設置	県環境整備課 洲本保健所（公害課・環境衛生課）
旅館業法	* 新改築等に伴う営業許可	県生活衛生課 洲本保健所（環境衛生課）
消防法	* 消防施設・危険物貯蔵取扱等の規制	県消防交通安全課 消防署
食品衛生法	* 旅館・一般飲食営業許可	県生活衛生課 洲本保健所（食品衛生課）
河川法	* 河川保全区域内における土地形質変更、工作物の新增改築等の規制	洲本土木事務所（管理課）
砂防法	* 砂防指定区域内における工作物の新增改築等の規制	洲本土木事務所（管理課）
淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例	* 建築物の建設又は土地の区画形質の変更の制限	県都市住宅部土地政策局企画室 洲本土木事務所（建築課） 市町

許認可申請書進達ルート

新規事業申請書類の提出と審査

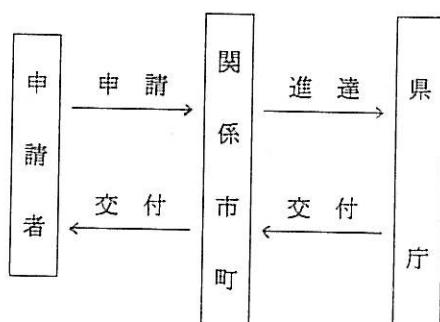
1 長官権限（所長専決は管理事務所まで）

* 本庁決裁 5部・所長専決 4部提出



2 県知事権限

* 2部提出



瀬戸内海国立公園淡路地域管理計画 策定経緯

- 平成元年 7月 3日 淡路地域管理計画策定通知
- 平成 2年 3月 26日 検討員の依頼
- 平成 2年 4月 12日 第1回検討会
- ・ 管理計画作成主旨説明,
 - ・ 淡路地域概要説明,
 - ・ 公園管理上の諸問題についてフリートーキング
- 平成 2年 5月 28日 淡路地域管理計画策定通知
- 平成 2年 11月 27日 検討員の依頼
- 平成 3年 3月 1日 第2回検討会
- (管理計画(素案)について審議)
- 平成 3年 7月 19日 淡路地域管理計画策定通知
- 平成 3年 9月 30日 検討員の依頼
- 平成 3年 11月 15日 第3回検討会
- (管理計画(修正案)について審議)
- 平成 4年 1月 27日 中央連絡会議
- 平成 4年 3月 17日 第4回検討会
- (管理計画案検討)
- 平成 4年 3月 31日 管理計画決定

瀬戸内海国立公園淡路地域管理計画検討会検討員

学識経験者

矢野悟道（座長） 神戸女学院大学名誉教授（植物生態学）
朝日稔 兵庫医科大学教授（動物生態学）
中瀬 熱 兵庫県教育委員会主任指導主事（造園学）

関係行政機関

兵庫県商工部新産業観光課長

洲本市長
淡路町長
北淡町長
西淡町長
南淡町長

日輪縣交換與聯合會與關稅局之立向確內印

支那事件

是次以前，我所著之中國事件，多為政治、經濟、軍事、社會、文化等各方面的總括的評述。但這次事件，則為中國政府與日本政府之間的對立，所以其內容，亦以政治為主。

關於支那事件

支那事件與中國關係

英	法	美	德
支	那	事	件
支	那	事	件
支	那	事	件
支	那	事	件